

平成28年12月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月8日

○出席議員 16人

1番 藤本 治君	2番 高梨 弘人君	3番 久我 恵子君
4番 照川 由美子君	5番 磯野 典正君	6番 鈴木 克己君
7番 戸坂 健一君	8番 佐藤 啓史君	9番 黒川 民雄君
10番 末吉 定夫君	11番 松崎 栄二君	12番 丸 昭君
13番 岩瀬 洋男君	14番 土屋 元君	15番 岩瀬 義信君
16番 寺尾 重雄君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田 寿男君	副市長 関 重夫君
教育長 藤平 益貴君	総務課長 藤平 喜之君
企画課長 軽込 一浩君	財政課長 斎藤 恒夫君
税務課長 土屋 英二君	市民課長 渡辺 茂雄君
介護健康課長 大森 基彦君	福祉課長 関富夫君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長田 悟君	都市建設課長 鈴木 克己君
農林水産課長 平松 等君	観光商工課長 酒井 清彦君
会計課長 荫田 智君	教育課長 軽込 貢一君
社会教育課長 吉清 佳明君	水道課長 岩瀬 健一君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 大鐘 裕之君 議事係長 植村 仁君

議事日程

議事日程第3号
第1 一般質問

開 議

平成28年12月8日（木）午前10時開議

○議長（寺尾重雄君） ただいま出席議員は15人で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（寺尾重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、鈴木克己議員の登壇を許します。鈴木克己議員。

[6番 鈴木克己君登壇]

○6番（鈴木克己君） おはようございます。一般質問2日目となりました。昨日は6名の議員の一般質問があり、夕方5時近くまで行っておりましたが、今日は4名のトップを切って質問させていただきます。会派、新創かつうらの鈴木と申します。よろしくお願いします。

それでは、早速質問に入ります。今回の質問は大きく2点でございます。内容は異なりますが、その根底にある問題、共通事項は、住民の高齢化に対する問題提起であります。

大きな1点目の空き家等対策の推進については、勝浦市ばかりの問題ではありません。全国的に今後ますます対応が必要となってくる空き家対策、人口の減少、高齢化とともに、空き家、空き店舗の問題が深刻さを増しています。適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等から、地域住民の生活環境に影響を及ぼすことは必至な状況であり、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全と空き家等の活用のための対策、対応が必要であるとのことから、平成26年11月27日に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月26日に完全施行されました。

この特措法の施行に関しての市の対応については、本年3月の議会において、新創かつうら会長の岩瀬洋男議員からの一般質問により市の見解が示されたところですが、今後、市として行うべき具体的な施策について、関連事項も含めて改めて質問をさせていただきます。

その第1点目として、現行の市条例である「勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例」の第5章、空地等の管理に係る第17条から第22条で、空地、空家の管理についての管理者の責務や、行政指導関連が条文化されており、この条例に基づく指導、勧告が行われていると思いますが、この条例に基づく最近3カ年の具体的な指導等の状況について、説明を求めます。

次に、第2点目として、勝浦市が把握している不適正な管理状況にある雑草地及びの空き家の覚知件数についてお伺いをいたします。

3点目として、現行市条例では、最終的な行政代執行の規定がありません。今後、空き家の増加も懸念され、市民生活への直接的な影響を及ぼしかねないことから、特措法に規定する特定空き家等の対応が必要となることも考えられます。

今後、特措法の目的を達成するため、市条例改正、または新条例を制定し、対応することが必要だと思いますが、市の見解を伺います。

次に、大きな2点目として、公共交通対策について伺います。

市民生活に必要な公共交通のあり方については、勝浦市地域公共交通活性化協議会により検討されていることだと思いますが、住民のニーズに対応していくためには、その重要性はますます高くなってきております。

このような状況のもと、上野地域を中心としたデマンドタクシーの実証運行も2カ年が経過し、試行錯誤を繰り返しながらも定着の方向に進んでいるものと思います。

一方、居住地域や家庭等の実情、生活する上でどうしても必要な車のために、高齢者ドライバーの方も多くなってきております。そのような状況の中で、最近になって特に高齢者ドライバーによる交通事故の報道をよく聞きます。

今日の千葉日報の中に、昨日、勝浦市の守谷で90歳の方が交通事故に遭って亡くなったという報道がありました。勝浦署としては2年半の間、交通死亡事故はなかったのですが、2年半の昨日、そういう事故があったというような報道がされております。90歳の方がバイクに乗らなきやいけない現状は実際にあります。このような高齢者の不幸な事故を防止するためにも、その対応を行政としてさらに検討していかなければならないと思うことから、以下の点についてお聞きいたします。

その1点目は、デマンドタクシーの3年間の実証運行のうち2カ年が経過した中で、運行当初から現在までの利用状況の推移を含め、問題点とその改善内容についてはどのようなものであったかお伺いします。

次に、2点目として、平成29年9月で実証運行が終了しますが、その後の対応をどのように考えているか、お伺いします。

3点目として、民間路線バスのダイヤ改正等により公共交通の空白地域も存在していると思います。市が確認している空白地域と今後の空白地域解除への取り組みについての考えはいかがかお伺いします。

4点目、利用者の観点からは、市民バス等の公共交通とデマンドタクシーの併用ができることが望ましいのでありますが、実証運行地域以外へのデマンドタクシー運行拡大に対する考えはあるのかお伺いします。

最後に5点目として、高齢者ドライバーによる事故が最近大きく報道されています。幸いにも当市にはそのような事故が起きていない、これは原稿を書いた時点のものでございますが、先ほど言ったとおり、昨日起きました。高齢ドライバーが増加している中、運転免許の自主返納に対する啓蒙と、高齢者に対する交通サポートがますます必要になってくると思います。市では、障害のある方に対する交通対策として福祉タクシー事業を実施していますが、高齢自主免許返納者に対する対応としてタクシー費用補助等の事業の創設も考えられますが、高齢による自主免許返納者へのサポートについての考え方をお伺いします。

以上で、登壇による1回目の質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいまの鈴木議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、空き家等対策の推進について申し上げます。

1点目の勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例に基づく指導、勧告等の最近の3カ年の状況でございます。文書により指導した件数は、平成26年度建物・敷地18件、空地50件、合計68件であります。平成27年度建物・敷地12件、空地23件、合計35件であります。平成28年度は11月末現在でありますけれども、建物・敷地33件、空地36件、合計69件であります。3カ年の合計は建物・敷地63件、空地109件、合計172件であります。

2点目の不適正管理状況の雑草地及び空き家の覚知件数でありますけれども、これまで文書指導等をしたにもかかわらず、いまだ改善されていない建物等につきましては、11月末現在で、建物・敷地37件、空地52件、合計89件であります。

3点目の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の目的を達成するための条例改正等についてでありますが、現在の勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例は、本市の環境を良好に整え、住みよいまちをつくるため、環境衛生の向上及び快適な市民生活に支障となる行為の防止に関し必要な事項を定め、もって生活環境の美化の推進と公衆衛生の向上に資することを目的として制定しております。

具体的には、空地等の管理のほか、空缶類等の投棄行為の禁止、ごみ集積所の清潔の保持、愛玩動物の管理、自動車等放置行為の禁止等、多岐にわたり規定されております。

一方、空家等対策の推進に関する特別措置法でございますけれども、この特別措置法は、空き家等に関する施策の推進を目的としていることから、重複する事項はありますけれども、本市としては、行政代執行が可能となる新たな条例を制定する方向で、現在、先進事例等について調査しているところであります。

次に、公共交通対策について申し上げます。

1点目の、これまでの2年間の実証運行期間におけるデマンドタクシーの問題点についてであります。乗車数は1年目3,950人、2年目4,282人と332名増であります。緩やかでございますけれども、増えております。

ただし、新規利用者が減少しております。今後は乗車数の伸びが少なくなると考えられます。この対応として、高齢者人口に対する利用者の割合が少ない地区に対し、重点的に周知を行うことで、新規利用者を確保し、乗車数の増加に結びつけたいと考えております。

また、改善内容につきましては、利用者番号を交付することにより、予約の際にその番号を事業者に伝えることで利用者を特定できることとし、外出先で予約に当たり、周囲の方に住所・氏名が聞かれないように配慮いたしました。

そのほか共通乗降場所について、勝浦駅周辺には、勝浦駅と高速バス乗り場勝浦駅の2カ所の乗降場所を設けておりましたが、利用者からのご意見を参考に、丸泰商事前に、勝浦駅入口という名称の乗降場所を新たに設けるとともに、塩田病院の降車場所を、本館前に停車させる修正をし、さらに、利用者が多い便の運行ダイヤを見直し、利便性を向上させました。

2点目の実証運行終了後の対応についてであります。

今後、地域公共交通活性化協議会において実証運行の検証を行っていく中で、本運行への対応を検討していくことになりますが、本市といたしましては、実証運行から本運行へのスムーズな移行を目指してまいりたいと考えております。

3点目の公共交通空白地域とその解除への取り組みについてであります。空白地域のはっ

きりとした定義はございませんが、本市では、交通総合連携計画に基づいて、バス停の利用圏域を半径300メートル程度、鉄道駅の利用圏域を半径1キロメートル程度とし、この利用圏域外を公共交通の空白地域と定義しておりますが、議員ご指摘の、民間路線バスのダイヤ改正等により空白地域となった地区はございません。

なお、ダイヤ改正等に限らず、市内の交通空白地域を申し上げますと、総野地区で、関谷、平田、宿戸、白木、芳賀、白井久保、松野、中倉、杉戸、佐野の各一部、そして市野川、花里、興津地区は、東急の一部、勝浦地区は、川津と部原の各一部でございます。

これらの空白地域の解消に向けた取り組みにつきましては、それぞれの地域特性も踏まえ、デマンドタクシーの運行区域拡大を含め、また、他の自治体の取り組みも参考としつつ、最善の方法を模索してまいりたいと考えております。

4点目の実証運行地域以外への運行拡大についてでありますと、人口減少や自家用車の普及に伴い、全国的にも地方の路線バス利用者は減少し、多くのバス事業者で撤退や路線廃止が進んでおり、勝浦市内のバス路線につきましては、運行維持のため、運行に係る損失額の一部を市が補助している状況であります。

また、幹線の役割を果たす公共交通として、JR外房線や路線バスがあり、これらを補完する支線の役割としてデマンドタクシーを運行しております。

このような状況のもと、デマンドタクシーの運行に当たっては、路線バス事業者並びにタクシー事業者と利用者の取り合いとならぬよう運行することが重要であると考えております。運行区域の拡大につきましては、交通事業者とも協議の上、慎重に判断すべきものと考えております。

5点目の高齢者の運転免許返納者への交通サポートについてであります。高齢運転者対策等を内容とする道路交通法の一部改正の法律が平成29年3月12日から施行されることから、運転免許証を返納した高齢者の移動手段を確保することは重要な課題であります。

このため、デマンドタクシーや路線バスの運賃割引制度の創設を検討し、運転免許証の自主返納をしやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上で、鈴木議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） ただいま市長の答弁で、かなり前向きな部分も含めて答弁をいただきました。ありがとうございました。それでは、空き家対策から順次、具体的にお話を伺いたいと思います。現在の条例が平成14年に制定された。この条例については、千葉県でも非常に早い対応であったと評価を受けていると思います。そういう中において、先ほど市長から説明もあったとおり、この条例の意義等ありますが、今回、私が質問しているのは、この中の特に17条から22条の中の空地等の管理という部分で法律もできてきたということからの質問であります。

まず、前条例の中で対応した部分についてもお聞きをしておりますが、先ほど市長のほうからも件数の紹介がございました。最近3年間の条例に基づく指導等ということでありますと、やはり平成26年が68件、平成27年が35件、平成28年が69件ということで、その前も含めると、平成24年が52件で、平成25年が67件というのをお聞きしておりますけれども、毎年50件以上の指導があるということですが、これらの苦情等について、この件数は毎年新しくなっているのか、それとも、恐らく私が思うのには、この中で相当重複している部分があるんじゃないかなと

思いますが、その辺については、どのような見解を持っているか、お伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えいたします。この件数につきましては、毎年、住民のほうから苦情のあった件数について指導した数でございます。なお、議員がご指摘のように、重複して、毎年報告があるところにつきましても数件ございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 今、課長のお答えになったとおり、重複もあると。私も承知はしているんですが、こういう物件については、指導しても、はい、そうですかと従う方が少ないですよね。しかしながら、これを強制的にというのはなかなか難しいところがあって、市のほうも、苦情が来て、現地を見に行って、現地を見に行った段階で、これが住民生活に直接影響するのか影響しないのかの判断になってくると思います。私は、生活しているのが上野地区ですので、上野地区も最近、実際に増えてきています。ただ、山の中の一軒家と言ったら失礼ですけど、そういうところで空き家になって、草がかぶって、木がかぶっているといった家は結構多いです。ただ、それがその地域の人の生活に直接影響するかといったら、直接は影響しない部分も多いです。全く影響しないわけではないんですけど、そういうところもございます。ただ、勝浦の漁港付近とか商店街とか、部原から大沢までの漁港付近は、家が相当密集して、隣が10センチあいているかいないかという家も結構ありますけど、そういうところでも、最近、空き家が増えている実態があると思います。そういうところにおいて、特に台風で隣の屋根瓦が飛んでくるとか、壁が剥がれて家に被害があるとか、また、空き家になってしまって、庭のあるところは庭に草が生えて、町なかでもそういう影響がある、蚊が湧くとか、水たまりができる、そういう苦情が多いと思いますが、それについて、まず苦情の初期対応はどのように行っているのか、お伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。現在の仕方でございますが、大部分は住民のほうから電話で報告をもらっています。これにつきまして、職員のほうが現地を確認します。その中で、その状況をカメラで撮って、こちらのほうに報告をしてもらいます。その後、こちらのほうで知り得る登記簿等をとりまして、その所有者を特定する。中にはもう亡くなって、何人かということで分かれていますけれども、そういうものも随時、そういう者に文書指導をしているというところでございます。実際には、民・民のことではございますが、市が間に立ってそういうふうな情報を流すということによって、この条例の成果が出てくるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 今、住民からの苦情等、そういう状況報告に基づいてということあります。実際、今年もあったんですけど、台風が来る前に懸念して、去年も言ってあるんだけど、市のほうは何か対応してくれているのかねというふうなことをお聞きしました。私もすぐ現地に行ってみたところ、やはり周りの壁が剥がれていて、隣の家とは30センチぐらい、人が1人通れるぐらいの幅はあったんですけど、屋根瓦が既に落ちかけているというところがあります。そういうところについて、これは行政の指導ばかりでなくして、基本的にはそういう家についても土地についても所有者がいます。本来であれば、その所有者が全て対応しなければならないと

いうのが基本にあると思いますが、もともと住んでいたところを空き家にしている状況の方は、そういうことについてなかなかやらないというのが実態のようですので、そこでこの条例によって指導勧告していくということになりますけど、指導勧告に従わない方も結構いるような状況下で、現在非常に難しい件数等もあると思いますが、そういう指導勧告をしている、苦情受付件数は先ほど聞きましたけど、その中で苦情を受け付けしたもの全てを指導勧告というところまでいかないと思いますが、文書通知をした件数とかわかられば教えてください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） 先ほど市長が述べました数字につきましては、文書通知をしたものでございます。そのほかに勧告というものにつきましては、今のところ、平成28年に2件しているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 勧告までいくというのは、日数と職員としての苦労も相当あると思いますが、勧告にいく前に対応してもらえば一番いいのですが、これからつくる法律に基づくものは、勧告から強制的な部分まで含みますので、現状の把握しているものをデータとして、市のほうもそれをもとに行うべきものというふうに思います。

そこで、これまでいろいろ苦情がある部分については、もちろん市の情報として持っているものだと思いますが、それらがデータベース化されているのか、データベースというか蓄積されて、いつ苦情が来てもここのところかなとわかるような、そんなデータベース化はされていますか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。これまできたものにつきましては、文書等で残っています。解決したものにつきましては別冊にしてございますけれども、まだ解決していないものにつきましては、ファイルを別にしています。その中で、パソコンの中ですけれども、目視的なところでデータ管理をしているところでございます。また、再度その請求があった場合につきましては、スムーズに対応するような形をとっているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） データベース化しているということでございますが、その中で、苦情があつて、行って、対応して解決したものは、もうそれは解決済みということになりますが、先ほど確かに重複しているものがある、重複しているものというのは解決していないというところでですので、これは要望も含めてのことなんんですけど、行政対応として、少なくとも草の生える夏前、5月、6月梅雨になる前とか、台風の来る前、そういう以前にも何度も苦情が来ているところについては率先して市のほうが先にそういうところの状況調査を行って、指導できるものは改めて指導していくということが必要ではないかと。なぜこれを言うかと言いますと、実は、毎年私のところへ同じ人が同じ苦情を言ってくるんですよ。私も市のほうにお願いしていますよということは話していますけど、余り見にこないと。それはそうですよね、市が率先してそれを対応すべきものではないと思いますので。本来であれば、その土地の所有者、家の所有者がやるべきものですから。ただ、その苦情が何度も何度も来るということは、それはまた市のほうにも何度も何度も言っているわけですから、その苦情が来る前に対処しておけば、やはり

近隣住民の方も少しは安心して、市もこういう対応をしているんだなという思いになりますので、職員が出向かなきやいけない部分ですけど、ぜひともその辺を、来年度以降、進めてもらえればなと思いますが、副市長、そういう関係で職員に対して前向きに調査をさせていくということは可能でしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答え申し上げます。議員ご指摘のとおり、そういう管理不適切な建物が風水害、特に台風等の際に、近隣の住民に被害を及ぼすことがあってはならないこととして、これまでのデータの中でそういう危険箇所があれば、あらかじめ注意喚起するような方向で、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） ぜひそのように行政対応を率先してやっていただければと思います。

次に、これは私の知り得ている部分では、七、八年前だと思うんですけど、空き家の調査というのを、市政協力員じゃなくて各行政区の区長にお願いをして全市的に空き家調査をやったような記憶がありますけど、その件で、当時調査した上での、これが全てどういうのが空き家だという規定がない中で、今、人が住んでいなくて、そのまま空き家になっている分というだけの調査だったとは思うんですけど、その辺の情報がわかれば、いつやったのか、何軒ぐらいあったのか、わかればお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。この調査につきましては、平成21年度に調査をしているところでございます。この調査につきましては、各区長に依頼をして、各区の空き家と思われるものについては報告をしていただきたいというような調査でございます。

まず、全部で360軒の報告がございました。この中で勝浦地区につきましては178軒、興津地区につきましては93軒、上野地区は29軒、総野地区は60軒という報告をもらっております。これは空き家ということでございますので、今後、条例等をするときの参考にすることにつきましては相当有効な資料であると考えているところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 具体的な数字で360と。3月に岩瀬議員が質問した中での空き家の軒数は相当大きい、空き家と言っても、本来家ですから人が住むんですけど、勝浦の場合、古い別荘も多いので、そういうところはカウントしないと思いますけど、地域の中で空き家と確認されているのが360軒ということですね。これについては、ただ空き家になっているということが、社会的にというか、生活環境的にどういう影響があるのかという部分があると思います。一つは、そこの犯罪の温床になるんじゃないか、もう一つは、誰かわからないのが住みついちゃうとか、例えば管理されていないから、放火とか火災の原因とかというのもあるでしょうし、空き家がそのまま放置されていることにおいて、我々の生活に多大な影響がある部分が多いわけですから、そういうものの確認とともにその対処、最終的には撤去してもらったりするのが一番いいんですけど、法律の趣旨はそういうところで、税金の問題等も含めて法律はできていますけど、とにかく勝浦市内の空き家について、行政が確認しておくということは大事ではないかと思います。今後も条例施行に対してこの360軒と調べたものをこれから活用していくということですが、今後についても、消防、防災のほうとも連携した中でぜひともその辺の対応をお願いをし

ておきたいと思います。

では、次に行きます。これはわかればなんんですけど、実は今県議会が始まっていまして、県議会もちょうど今一般質問の真っ最中であります、一つは12月5日に、自民党の中沢議員が、空き家指導について的一般質問を行っていまして、その次の日は、ハクビシン被害のことを自民党の議員が行っています。千葉日報報道ですけど。ハクビシンについては、都市部で生活の中にハクビシン、アライグマが入ってきて生活に影響しているということに対する対応を聞いていますけど、県の生活環境部長ですと、ハクビシンが52市町村、アライグマが35市町村で住宅進入などの生活被害をもたらしていると。これは実際に空き家ではなくて人が住んでいる部分も含めてですけど、空き家となるとほったらかしになっていますので、空き地も含めて野生鳥獣の温床になっていると。昨日も同僚議員から有害鳥獣の問題もありましたが、そういう全ての有害鳥獣、野生鳥獣の部分を含めて、やはり空き家が放置されているということは、そういう問題も含むということを提示しておきたいと思います。

それでは、次の条例関係で、先ほど市長答弁では、新条例制定の方向で現在研究検討中ということでございます。3月の岩瀬議員の質問の中でも、その方向性は示されていました。それから、約半年たった中で、相当でき上がってきているのかなと思いますが、いつごろこの条例を提案していく予定で、対応しているのかについてお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。議員ご指摘のとおり、前に岩瀬議員のほうから質問がございまして、こちらのほう、今検討しているというような形でお答えしているところでございます。実際に、条例の制定につきましては、案としましては大体でき上がっています。しかしながら、千葉県の状況というものがございまして、今、先進事例でございますが、松戸市が相当早くつくっているところでございます。ほかの県内につきましても、早々に進めているというところでございまして、それをこちらのほうは参考にして、今後進めていくということでおございますので、早ければ3月の議会に提案したいというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 大分前向きに検討されているということで、条例施行をなるべく早く、国の法律ができていますので、それに準じての条例ですので、なるべく早く条例を施行することが望ましいと思いますが、その中で、先ほども申し上げましたけど、勝浦市のきれいな住みよい環境づくり条例は、非常に早く市として行っています。千葉県の中でもこういう条例は非常に早い段階でつくった勝浦市です。そういう中において、その中では規定されていない空き家の強制撤去が法律では出てきました。今までの対応だとできない部分を、今度は強制的にやろうという部分であります。それについても法律ができる、また市町村の条例があつての基本となりますので、その辺で、条例をつくるとなると、市町村は、国の基本指針というのが出ています、法の基本指針が出ていますので、その指針に基づいて空き家対策をやっていくということになろうかと思いますが、その指針の中で、空き家等対策計画に関する事項として、対策計画を市町村ではつくるべきやいけないと。対策計画をつくると、順番がいろいろあります、その条例に基づいて計画をつくるんですけど、市町村のやるべき役割がどんどん増えてきます。そういう中で計画をつくって、その後に財政的な措置もやらなければいけないし、市町村が必要な部分について、この計画をどのようにつくるのか、計画をつくって、実施をどうするか

という部分になると協議会というのをつくっていくんです。協議会となると、その空き家を本当に法に基づいて所有権のある空き家を強制的に撤去し、その撤去した費用は、当然所有者なり、相続していないから相続関係者に全部請求するわけですが、そこまで条例でやっていくためには、それを決定する協議会というのができていきますけど、その辺の考え方を、条例化するとなると、そこまで考えていると思いますが、市内における協議会設置の方向というか、協議会のメンバーとか、どういう人が入って、どういうふうになるのか、それを最終的にどう決定していくのかということが検討されていると思いますが、検討の段階で結構です、それが最終的にそうなるというふうなことでなくても結構ですので、考え方をお示しください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。特措法につきましては、協議会のメンバーとしましては、市長のほか地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他市町村長が必要と認める者をもって構成するということが法律で定められています。

この中で、勝浦市としましては、やはり法的なところとしまして弁護士あるいは司法書士、それと不動産等につきましては、土地家屋調査士、または建築士というようなものが最低限度必要と考えております。また、ほかの市町村の協議会を見ますと、メンバーが13名とか、あるいは15名とかいうところがございます。また、少ないところにつきまして5名。それはこの法律の制定前の協議会ということで5名、それを利用しているところもございます。そういうことを勘案しまして、勝浦市の協議会の人数を決めていきたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、空き家対策の質問、最後とします。確認をさせていただきますが、先ほどいろいろ聞きましたけれども、勝浦市でこの条例に基づいていろいろやってきてている中で、勝浦朝市の仲町のほうですか、場所としてはふうふうというお店の近所に家の周りを囲ったものがあります。その囲いは、実は市がやったんです。それはいろいろ指導をして、できないと。そして、屋根瓦がもう落ちていた、壁は剥がれていた、所有者については、恐らくもとの所有者が何かで現状では相続がされていないという、私、そこまでは情報としては聞いているんですけど、そこをどうしようもなくて、はっきり言って行政代執行です。壊すんじゃなくて、行政が市のお金を使って、資産の防止をやっています、そういう事実あります。そのところについて、いつごろやったのかというのは、今課長に聞いてもすぐに出でこないかもしれませんので、もう七、八年たっていると思いますけど、もしわかれればお答えいただきたいんですが、行政対応としては囲って終わりではないと思うんです。ただ、今まで条例では勧告しかできないんですけど、その後、どんな対応を当事者としているのかについて、していなければいけないでいいんですけど、それはこれから問題になるのでいいんですけど、具体的に何かあればお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。今、ご指摘の勝浦の地区のものでございますが、これは平成21年10月に住民の方から、家が崩壊しそうだというような報告がございました。これに伴いまして、市としましては、平成22年8月に周りを囲って塀をつくったということで、今、対処をしているところでございます。平成26年12月につきましては、その囲ったときにネット

をしています、そのネットから屋根瓦等が落ちるということがございまして、再度、工務店等を使いましてそのものを落ちないように処置をしたというところでございます。この物件につきましては、最初6人の相続人がいました。その中で、今、孫の年代まで下がっているところでございます。この中で通知をしましても、回答もないとか、そういう形で相続の関係でいろいろとまだ解決していないところがございます。また、民法等で言いますと、相続につきましては、本来3カ月で相続すべきだということをしていないと。通常みんなしていないかもしませんけれども、そういう面としましては、民法上では、それをみなすという形でありますので、それが孫とかにつきましては、まだ認知されていないというところがございますので、進みが悪いというところもございました。なお、この中の1人が、平成27年に亡くなったという情報もございますし、もう一人につきましては、平成27年度に相続放棄をしたという報告は、こちらのほうでもらっています。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） その場所を市の予算でやった、囲いをしています。ただこれがそのまま放置されておくと、市に言えばやってくれるのかということになっちゃいますけど、それは絶対にないと思います。ただ、その場所は、勝浦の顔である朝市の出店する場所であって、市もやむを得ずそういうところも対応したということだと思いますので、何が何でもうちの隣が壊れたからやってくれよと言われても、それはできるものではないと思いますので、その辺は囲っただけではなくて、その後の対応をしっかりとやっておかなきゃいけないかなというふうに思った次第であります。今後も恐らくそういうところ、私も確認している部分では、実際に何軒かありますので、そういう対応をよろしくお願ひをすると同時に、条例が3月議会で審議できるように、大変でしょうけど、よろしくお願ひします。

それでは、次の点についてお伺いをさせていただきます。次は、公共交通対策ということでございます。先ほどデマンドタクシーについて市長のほうから、2カ年の利用状況についてお答えがありました。ここへ来て少し利用客は増えていると。ただ、新規が減少しているというお話であります。デマンドタクシーは、もちろんご承知でしょうけれども、今2年たつので、基本上野地区とその周辺の大楠、小松野と、あとは行川地区で、これまで市民バスが入っていたけど、市民バスの停留所までは、先ほど300メートルと言っていましたか、そういう基準以外の住民がたくさんいるということで、まずデマンドタクシーを走らせる。しかも実証実験的に3年間やってみるということで進んだものであります。デマンドタクシーも当初は、通常の市民バスがなくなって非常に不便だ、使い勝手が悪いというようなお叱りも、私自身も受けましたけど、市のほうも受けていると思います。

その中で、いろいろ試行錯誤しながら、利用者番号の交付をしたり、また、乗降場所を増やしたりというふうなことで、だんだん使い勝手がよくなってきて、最近では、デマンドバス入ってよかったですよという声も多く聞こえるようになってきています。そんな中で質問をさせてもらっているわけですけど、まず、実証運行が2年間終わった中で、現在、月曜日から金曜日の対応でやっていますよね。市のイベントなんかは土曜日に結構多いんですけど、そういう住民の足という部分でやっていますので、実証運行、あと1年ります。そういう中で、土日、休日の要望なんかも業者からもあると思いますけど、まず第1点目として、土日、休日への利用者からの要望があるのかないのか、それについてお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。いろいろアンケートをさせていただく中で、土曜日、日曜日、そして休日の利用希望のご意見は頂戴しております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 多くの方が、やはり病院だの買い物だのということで、車のないご家庭の、また高齢の方の利用だと思います。実際、減少しているという部分はいたし方ないことで、今まで使っていた高齢者の方もデマンドバスでさえ使えなくなるというところまでいっている方も多いんじゃないかなと思いますけれども、それは別の問題として、今、土日、休日への要望もあるということですが、この後3年間の、今、実証実験ですので、もう2年終わりまして、月曜日から金曜日の平日をやってきました。要望がある土曜日とか日曜日、どちらでもいいんですけど、土曜日は病院がまだやっていますので、土曜日の運行を、この後1年間の中でつけ加えて実験をしていただけないかということでお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。確かに土曜日の運行につきましては、病院等も土曜日の診療が多いようですので、土曜日の運行につきましては、特に前向きに検討をさせていただきたいと思います。

ただ、運行時期につきましては、現時点ですと、本運行に合わせてということで考えてございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 今の答弁ですと、本運行にスムーズに移行したいという市長のお答えがありましたけど、それに合わせて本運行のときにやるというよりも、あと1年やって、来年度に入って4月から9月までの半年間、そこで実証実験なのでやってみたらどうかという提案なんですが、予算がかかるし、やるとなると、今のバスが2台しかないので、やりくりがどうなかという部分は、私はわかりませんけど、実証をしてみたらどうかと。その上で本運行でやってみたらどうかというふうな提案なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。ただいま議員からの提案がございまして、また、地域公共交通活性化協議会等におきましても、その中で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、検討はしていただけるということですので、よろしくお願いをします。今、上野地区プラスアルファでやっているんですけど、先ほどバスダイヤ改正というか、これは小湊バスが大多喜から勝浦へ来る297号線沿いのことですけど、今回ちょっと調べましたら、先ほどは空白地域はないという明確なご答弁でした。ただ、空白地域がないと言っても、それらしきものはいっぱいあるんです。というのは、市野川は、前は1日に2本、3本入っていたんですけど、今は朝1本しかいません。帰りが二、三本あるんですけど、朝は、大多喜から塩田病院に行くバスで土日はありません。平日が市野川を朝7時20分、そこから又新、市野郷を通って塩田病院まで行くバスが1本だけあります。大多喜から来て、一回真福寺から入って、市野川でUターンして来るんですけど、それが朝1本だけ。帰りというか午後になると、

少しあるんです。そういうことで、空白というよりも、病院なんかに行く場合は朝利用する方が多いんじゃないかなと思いますので、その辺でも、私は市野川あたりは空白地域だなというふうな観点を持っていましたけど、先ほどはないということで、ただ、297号から先ほど言われていましたけど、関谷、平田、宿戸、白木、白井久保、松野、中倉、杉戸、佐野、市野郷、市野川、花里も含めて、この辺についてはデマンドは走っていませんし、今、この地域の方たちは、全く足のない人はこのバスを利用するしかないという中において、非常に生活に不便さを感じているという実態があるようです。私が全部聞いたわけじゃないので、何人かの人がそういう話をてきていて、上野はデマンドがあつていいよね、佐野のほうも入らないかねというふうな話は、最近よく聞くようになりました。そんなことで質問しているんですけど、空白地域というより、その辺のデマンドを含めて公共交通を総野地区もしくは先ほどありましたけど、川津とか部原、そういうところについても、川津、部原については、以前市民バスが走っていましたけど、ほとんど乗る方がいなかつたというようなことです。乗るような実態もありましたので、そういうところについても住民の足を、乗る者がいないからじゃなくて、乗れる、使える、そういう体制は行政として行っておくべきものではないかなというふうに思います。確かに乗る人がいなきや、ただ空バスを走らせててもしようがないんですけど、少なくとも要望はあるということであれば、それにかわるデマンドなりを。

デマンドデマンドと、私言っていますけど、先ほど市長が言ったように、やはり路線バス、それとタクシー事業者等のそういう事業者に対しての圧力というか、圧力ではないですね、事業に対してそういう部分では行政がデマンドデマンドとやっちゃって、そういう利用者が減るということも懸念されますので、その辺は十分協議をした上でやっていただくことが必要だと思いますが、今後、そういう地域への拡大についての検討、来年の10月からは、上野が本施行、本運行になるということですので、それにあわせて、今度新しく総野地区のほうの実証運行なりを検討できないのか、お伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。ただいま上野地区につきましてデマンドタクシーの実証運行を行っております。来年10月に本運行を目指しまして準備を進めています。他の空白地域につきましては、上野地区の本運行の後に、それぞれの地域特性も踏まえて、デマンドタクシーの運行区域の拡大を含め、また他の自治体の取り組みも参考とさせていただきつつ、最善の方法を模索してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 上野に出るときに、上野の市民バスを廃止して、公共交通のバスとデマンドをダブルで併用しないということでありましたが、本来は両方走っていると一番いい。バス停に近い人もいますし、バス停にまで行けない人もいるというような全体を網羅するにはそれが一番いいんですが、そのために毎年毎年数千万のお金を使って運行していますので、その辺は財政的なことから、勝浦市は非常に難しいかなとは思いますが、できる限りその方向を検討していただきたい。ですから、逆に言えば、デマンドが出ている上野地区も、1日数本でもいいんですけど、市民バスを復活させてもらいたいなというのも希望としてはあります。また、そういうことを望んでいる住民の方もおりますので、その辺も踏まえて、もう一度、地域の公共交通のあり方について検討をしていただければというふうな要望にしておきます。

この関係の最後の質問ですが、一番私が今日重点としている部分であります。高齢者ドライバーの対応でございます。今、高齢者ドライバーが本当に増えています。新聞報道でアクセルとブレーキの踏み間違いでコンビニに突っ込んでしまったとか、80歳の方が逮捕されるんですね。80歳の方が逮捕されて取り調べを受けるわけですから、何日間かは自宅に戻れないというような状況があると、ちょっと酷かなと思うけど、やはり事故は事故ですから、80歳であろうと20歳であろうと対応は同じなんでしょうけど、そういう意味において、高齢者ドライバーが増加している背景というのがあります。その辺について、これを今さら勝浦はどうのこうのと聞いてもしようがないんで、勝浦市の場合は人口の高齢化が、これは勝浦市ばかりじゃありません。

つい火曜日に、御宿町の町長選がありまして、立候補者1人でしたので当選が決まりましたけど、町長の挨拶の中で、御宿町は千葉県一の高齢化率ということを言っていました。その中で、住民のケアをするんだというふうな話がありまして、私も行ってきたんですけど、勝浦市もご多分に漏れず、その辺では御宿とおつかずで、ちょっと調べさせてもらいました。11月30日現在で人口は1万8,563人、その中の65歳以上人口、いわゆる高齢化率の計算となる人口は7,434人、率で40.05%、今回、問題として75歳以上の方については3,889人、率で20.95%、勝浦市の場合、約10人に2人、5人に1人は75歳以上なんですね。勝浦市の中でそういう地域の、やはり先ほどデマンドの話もしましたけど、とにかく自分の足を確保するためには、まず自分の車で運転して動くのが、一番スムーズな移動の仕方ですので、年をとっても、なかなか免許証を返納するということに踏ん切りがつかないという方は多いと思います。

これも警察署で調べたんですが、勝浦市の75歳以上の免許保有者数は1,174名、これは概数ということで、はっきりここの数字で決まりませんけど、1,174名。先ほどの75歳以上の人口比でいくと、30.19%です。ですから、75歳以上の3割の方は免許を持っているということで、免許を持っていて、運転しているかというところははっきりとわかりませんということですけど、そういう数字が出ました。

その中で、最近、65歳以上で免許を自主的に返納した人は、これまで37人だそうです。ということは、免許を持っている方は、そうやすやすと免許は返さないよと。免許を返しちゃうと自分は動けないよ、買い物も行けないよ、病院も行けないよというところで、この公共交通の大変さが出てくるわけであります。そういうところで、最初に一つお聞きしておきたいのは、現在、勝浦市の福祉施策事業というのがございます。これは障害のある方に対してのタクシー事業で予算化されていますが、その内容と現状についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中でありますが、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。障害者福祉タクシーについてでございますけども、障害者福祉タクシーにつきましては、障害者手帳1級、2級及び療養手帳保持者が乗合タクシーですか、介護タクシーなどのタクシー料金を支払う際に、手帳を提示いたしまして、市が

交付するタクシー利用券を1枚渡すことによりまして、730円が差し引かれる制度になっております。これは対象者の方には年間28万円を交付しているところでございます。

また、利用状況について申し上げますと、平成27年度に1,668名、今年度4月から10月になりますけども、1,172名のご利用となっております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 私の質問している内容とは若干違うのですけど、そういうわけで障害者手帳

1、2級の方に対しては通常のタクシーへの利用券を交付しているということです。それは福祉サイドの福祉サービスの中の事業ですので、それは大変いいことありますが、私の質問の内容は、それはそれとして、これから高齢ドライバーの方が通常運転していると、事故率が高いということが言えると思います。こんなことを言ったら、その方に大変失礼で、誰かということではありませんけど、国道を30キロ、40キロでシルバーマークをつけて走られていると、勝浦市の道路は非常に狭い道路なんで、実際渋滞を起こしています。いろいろしてドライバーが3台、4台、抜くこともありますし、そういうものによる事故の要因にはつながっていますので、なるべくであれば、そういうドライバーの方が少しでも減ってくれればいいないということも含めて、減ってくれればいいなであれば、免許を返した人にはそれなりの対応をしましようというのが優しさであると思うわけあります。

そういう中において、事例を紹介させてもらいますと、運転免許自主返納者に対する優遇措置というのが千葉県でも14市町で行われています。その断トツにすばらしいのがいすみ市です。いすみ市の場合は、市営バスの運賃の半額、これはどこでもやっているのですが、基本運賃を200円を100円に、いすみ市から茂原市へ行っているシャトルバス、これは旧夷隅町のほうでやっているんですけど、運賃500円を250円、それぞれ65歳以上の返納者に対して行っている。もう一点は、いすみ市の場合は福祉タクシーということで、75歳以上の返納者に対して、1回800円を限度とする最高24シートの交付ということで、いすみ市の場合は福祉タクシー返納者以外にも、75歳以上の高齢者、車の所有のない、交通手段の足のない高齢の方に対しては、一律にタクシー券が配られていて、お年寄りの方は非常に恩恵を受けているというところであります。そのほかにも市川市、市原市、近隣では鴨川市が公共交通運賃コミュニティバスの半額助成をしていますし、君津市の場合はバスの回数券を配っています。また、近隣では茂原市がデマンドバスの半額利用券、それと睦沢町は福祉タクシー助成券の交付をしているということで、運転免許返納者に対する交通手段へのケアが進んできています。

そういう中で先ほど市長のお答えの中では、運賃割引制度を創設したいということありますので、その辺も十分に検討していただきたいんですが、私としては、それも一つの方法ですが、ぜひとも公共交通というのは、先ほどのデマンドで、タクシー業者への影響も多いということありますので、逆にタクシー業者への助成、タクシー業者に対するものとしては、タクシー券を発行できれば、お互いにデマンドバスとの競合の中でいいのかなと考えています。これが年間1,000万円か2,000万円かかるという話ではないと思います。先ほどの障害者の手帳にしても、28万円ですよね。たかがということではないんですけど、市の税金が使われているですから、28万円でも100万円でも同じですが、先ほど私が調べた中では37人が今まで返納しているということで、この37人返納している人の中では、いわゆる一般の市民バスとか、そういうところは使い勝手のいい人は返納しているんだろうと思います。お年寄りの単身世帯も増えて

いまして、子どもや孫が土日になればしょっちゅう帰ってくるわけでもありません。たまには来るでしょうけど、たまに来たとき買い物に連れていくつもらうんじやなくて、常に自分の意思で買い物ができたり、病院に行けたりというようなところを行政としてこれからつくっていくことが必要ではないかと思いますので、いま一度、自主免許返納者へのサポートについての考え方をお伺いすると同時に、これは今回、一般質問するのに質問書を出すのですが、出した後の新聞で12月6日、これも千葉県議会の一般質問の中で、12月5日に行われている部分で、千葉日報の見出しにありました。免許返納県内最多4,700人、保有者も75歳以上は22万5,000人という見出しでありまして、この中、県の県警交通総務課も自主返納しやすい環境づくりのため、自家用車にかわる生活の足の確保も進めており、11月15日現在、いすみ市など14市町と142の企業が協賛して自主返納者にバスやタクシー運賃の割引などが行われていると。今後についても自主返納の促進を図っていきたいと、答弁者は県警本部長ですけど、県警総務課の考え方であります。そういうことによって、勝浦市管内の非常に多い高齢者の免許取得者で運転者もおりますので、そういう方の不幸な事故を減らすためにもサポートを行政が考えていく必要があるということで、先ほどの答弁では1割ということですが、それ以上に対応ができないか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。昨今、悲惨な交通事故が起きておりまして、特に最近多い高齢運転者の交通事故防止を図るために、高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくり、先ほども市長答弁ございましたけれども、例えばバス、タクシーなどの公共交通機関の業者運賃割引制度の創設、また議員ご提案のタクシー券の発行、また乗車券の発行など、さまざまな特典整備を進めることによりまして、運転免許自主返納支援制度への取り組みを調査研究しつつ、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 市長に先に手を挙げられちゃう前に、一応質問の趣旨を言ってから説明してもらいたいんですけど、最後に、きょうは少し時間を残したいと思います。後がつかえていますので。先ほどの最初に言った空き家の問題と、今回の高齢者ドライバーの問題、総合的な公共交通の問題、両方とも勝浦市にとってこれから本当に重要な部分だと私は考えています。その根底が高齢化、今まで新しい住民を、いろいろ移住者を増やそうと市長の政策の中でやってきていますが、来た人もこの勝浦市の生活環境がよくないと、来てもまた帰ってしまう方、いろんな要素があります。その要素の中の一つは、きょう2つやっている中の問題でもありますかと思うんです。そういうものも踏まえて、先ほどいすみ市の事例も紹介しましたけど、いすみ市との比較をしたら、新しく移り住もうとしてる方も、いすみ市と勝浦市とどっちがいいと言ったら、いすみ市と言う。これは単純な比較ですから、いろんな要素を踏まえる場合は全然違うと思いますけど、単純にこのことだけ比較すれば、いすみ市、そんなことも踏まえて、先ほどの空き家問題と、この公共交通と、高齢者への対応について市長から答弁をいただいており終わりにします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今日的な問題で、この勝浦市の少子化と高齢化、これは本当に深刻な問題というふうに思っております。特に高齢化につきまして、今まで勝浦市的人口というのは、少子

化が進んでいますが、お年寄りが長寿化をしていますから、見かけ上、減り方が若干少なかつた。だけど、これからはいよいよ限界で、これから高齢者が、今もそうですが、勝浦市はどんどん減ってくると思っています。今まで高齢化人口がどんどん増えているというけど、勝浦市は、今もどんどん減っています。減り始めました。ということで、先ほど取り上げた空き家の問題、自主返納、デマンドも含めて、こういう問題を考えることは必要だと思います。今いすみ市の話も出ましたけども、勝浦市よりも実はいすみ市のほうが行政水準がいつも上なんです。なぜ上なのか。いすみ市はお金があるんです。要するに合併の金がじゃぶじゃぶあるんです。じゃぶじゃぶと言ったらいすみに怒られちゃうけど、実は皆さん方に披露するけど、うちのほうの財政調整基金の6倍持っています。あそこで、町が3つくついただけです。普通だったら考えられない。だけど、今まで合併算定替え、合併特例債、合併補助金、こういうものでどんどんたまっているんです。そういう中で福祉関係も含めて、住みよさにおいては、比較されれば、いすみ市のほうが上だというのがどうしても出てきます。だから先ほど言った自主返納に対するサービスとか、ああいうのがいろいろどんどんやれるわけです。

先ほどの高齢者の自主返納は、一義的に公安委員会はもっと規制すべきだと思います。もう一つ、免許を持っている人が返納したから、その人だけにインセンティブを与えていいのか。では、免許を持っていない高齢者はどうするの、こういう差もあるわけです。そういうものも含めて、ただ今は免許の自主返納を誘導するという意味において、うちのほうもこれから前向きに検討していくつもりですけれども、免許持っている人、持っていない人、この差もあるんで、そこら辺をじっくり考えながら検討していくしかないなと思います。

それから空き家対策。空き家対策も朝市のところで囲いをやったと聞きました。私が市長になったとき。あんなばかなこと何でやるんだと私は思いました。あんなのやるべきじゃないと思います。あれは代執行じゃないけども、この代執行のような形でそれを取り壊す、またはそれは嫌だと言ったときには、本人たちの不法行為の問題ですから、例えば台風が来て、隣家に迷惑をかければ、その人の不法行為ですから、損害賠償で請求するしかないと思います。これからは代執行をやっていくしかない。ただ、そういう中でも所有権というのは憲法上守られていますから、例えば山奥の一軒家に対しては、これは代執行はなかなか難しいと思います。ただ都会の中だとか、住宅が連担しているとか、そういう中において、その家がほかに被害を与えるような場合、これについては積極的に代執行をやっていかなくちゃいけないのではないかと思います。3月に条例を出そうということで、今のところ準備していますけども、これからはそういうような問題も含めて、少子化と高齢化という大きなテーマにぶつかっていくしかない。ただ、財源なんです。もとになるお金がなかなか厳しいんで、そこら辺費用対効果をいつも考えながらやっていくしかないと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） これをもって鈴木克己議員の一般質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 次に、岩瀬洋男議員の登壇を許します。岩瀬洋男議員。

[13番 岩瀬洋男君登壇]

○13番（岩瀬洋男君） 新創かつうらの岩瀬洋男でございます。通告に従いまして、3点について質問を行います。

まず、債権の適正管理についてお伺いいたします。

債権とは何かを整理してみると、滞納されている自治体の金銭債権には公債権と私債権に分類されます。公債権の一つが地方税になります。地方税法により規定され、他の公債権とは別に独立扱いとして整理されているのが一般的であります。地方税は地方税法の定める手続により処理され、強制徴収を行うことができ、消滅時効は5年であります。

第2が、強制徴収公債権になります。これは地方税の滞納処分のように、強制徴収を行うことができます。例えば国民健康保険税や介護保険料、保育園保育料等が上げられます。

第3が、非強制徴収公債権になります。地方税のように強制徴収はできませんが、支払督促や債務名義の取得、強制執行等、法的手続を経て徴収することができるもので、幼稚園の保育料や公立学校の授業料が上げられます。

以上が公法上の債権、公債権と呼ばれるものであります。

これらとは別に、私法上の債権、いわゆる私債権と呼ばれる債権があります。一般的には学校給食費、水道料金、公営住宅の家賃、公立病院の診察料、奨学資金の貸付等が上げられるようであります。水道料金については、地方自治法225条に定める使用料に当たる公債権と解釈されてきましたが、平成15年10月10日の最高裁判決において水道供給契約は私法上の契約であって、水道料金債権は私法上の金銭債権であるとの判断が示されました。したがって、その消滅時効も同法第236条第1項の適用から私債権として取り扱うことになるわけですが、水道事業会計決算においては、過年度損益修正損として毎年度不納欠損処分しております。

最高裁での判断の変更から10年以上が経過し、この債権はある程度の金額があるものと考えられますが、どのような状況となった債権を不納欠損として計上し、その累計額はどのくらいあり、欠損処分した債権はどのような性格のものなのかをお伺いいたします。

次に、公金運用改革について質問をいたします。

会派、新創かつうらでは、9月28日に、大分県国東市に公金運用改革について視察に行ってまいりました。国東市は、平成18年に4町の合併で誕生し、本年3月末の人口は2万9,612人、平成26年度決算における標準財政規模は129億円で、基金残高が120億円であります。

国東市のカイゼン運動は、平成24年度から全ての職員がみずから日々の業務を見直すことでの職場の課題をみつけ、課題の解決に取り組む運動で、その一つとして公金運用改革がありました。平成26年度地方公共団体ファイナンス賞受賞というこのテーマは、昨年鴨川市の総務常任委員会の視察を初め、多くの自治体関係者が視察に訪れています。

平成25年3月に財務活動管理方針を制定し、同年8月に定額運用基金を除く18基金全ての一括運用の開始、同年10月に売却損の償却方法及び起債方法の具体的基準を制定、平成26年9月に起債据置期間の撤廃、平成27年3月に資金運用及び一時借入の権限を会計管理者補助組織に付与、平成28年2月に運用対象債権を満期までおおむね20年以内から30年以内に移行といった経過があります。

運転資金は一時的な支払い不足の対応や安全性のため、多くの自治体では預金で保管しています。国東市でも、市民病院、工業用水道事業や農業公社、そして18の基金で運用できるお金がありますが、預金での保管が中心でした。そこで、それぞれのお金を一つにまとめる仕組

みをつくり、全体を預金で保管するお金と、国債、地方債で運用するお金に分けることで取り崩しの備えと効率的な運用の両方の課題を解決いたしました。

国債・地方債の運用方法の工夫では、国債等は預金と同じように利息での収入がありますが、売却益が得られることがあります。預金利息と売却益の両面から収益を得られるよう正在してい るということです。また、市が持つ国債を担保にして証券会社から超低利で一時借り入れをする仕組みをつくって、運転資金の長期運用を可能にしました。

このようなことで、これまでの運用実績は、平成25年度、約2億2,000万円、運用利回り1.618%、平成26年度、約2億1,000万円、運用利回り1.494%、平成27年度、約3億円、運用利回り1.908%といった数字になっています。

一方、長期資金の調達の面では、起債方法に関し、取り組み前は据置期間を長く設定し、長期固定金利の借り入れ、高利息の負担、を行っていましたが、支払利息削減と債務早期償還を実現するために据置期間は原則として設けない。選択できる場合は元金均等方式、財政收支見込みが許す範囲で償還期限を設定等の取り決めと、借り入れ先の決定は国債等金融市場金利をベースにした適切な借り入れ金利を約定できる金融機関を借り入れ先とするといった内容になっています。

資金調達や運用とは何かを考えてみれば、安全性、流動性、効率性の順に優先度が高い。しかし、安全性と流動性ばかりを追求すれば、効率性は実現できないという考えに至り、歳計現金の保管は、確実かつ有利に、基金は確実かつ効率的に運用することで、安全性と効率性の双方の実現を目指したそうです。

また、運用収入は普通交付税の減額要因にはならない。起債の利息削減の一部は普通交付税の減額要因にならないということでした。

今回の視察では、元会計課に所属し、それ以前に財政課、監査委員事務局を経験された方に説明をしていただきました。事前に勝浦市財政課や会計課に問い合わせをいただき、勝浦市の現状について確認をされた上で、その上で勝浦市へのアドバイスを3点ほどいただきましたので、それらについて見解を伺います。

1つ目に、会計課においても現金を取り扱っている機関のチェックを行うべきである。不祥事の際、会計管理者は余り関与していない状態のようだが、法的に見ると指揮監督の責任がある。年に1度は出納員その他会計職員に対する監督を実践する。

2つ目に、一括運用してみてはどうか。会計管理者が保管すべき基金は、定額運用基金を除いて一括運用を行う。公営企業及び外郭団体から運用受託する資金は公営企業及び外郭団体資金運用基金に積み立てて一括運用を行う。一括運用とは、個々の基金と個々の金融商品の対応付けを外し、基金残高と金融商品残高を総額で対応付けするものであります。一括運用の目的は、事務の簡素化を図るとともに、予期せぬ基金取り崩しに基金全体で対処することで、長期運用を可能にする環境をつくり、効率性向上を図るものである。

運用資金は、財政調整基金が代表して受け入れるものとし、収益の配分は年1度、12月末時点の基金残高の割合で按分し、年度末までに財政調整基金から各基金に振り替える。

1月以降に収益の異動があった場合は、財政調整基金で調整するものとする。

国東市は平成25年8月27日に一括運用に転換し、18基金のうち17基金の普通預金口座を廃止、残した指定金融機関の普通預金口座で資金の出し入れを行うようにしましたということであり

ます。

3つ目が、財政課に対し、払う利息を少なくするために、据え置き期間の撤廃を求めてはどうかということでありました。据え置き期間の撤廃は借り入れの工夫であり、調達は短く、運用は長くという考えであります。これら3点についての見解をお伺いいたします。

次に、防災対策について質問を行います。

去る10月13日と14日の両日、議会運営委員会の視察で静岡県湖西市と袋井市へ行ってまいりました。ご存じのように静岡県は千葉県と同様に地震・津波対策が急がれている地域であります。両市の取り組みを学び、2点について質問をさせていただきます。

まず、湖西市で行われている地域防災指導員設置の考え方であります。平成22年度に自主防災組織の育成と活性化を一層図るため、地域防災指導員を設置しました。それは訓練がマンネリしている。地域により被害状況が違うために、地域に見合った訓練が必要ではないかという意見が多いことから、地域防災のプロを育成する理由で設置されたものであります。

自主防災会の役員である自主防災委員が地域の防災に専門的に携わるのに対し、指導員は湖西市全体の指導員として自主防災会を超えての指導員となるというもので、市が委嘱します。任期は5年、定員は80名。60地区全てで自主防災組織を設置しておりますが、指導員は現在50名程度、そのうち女性が数名で、指導員のいない地域もまだあるようで課題も残っています。

防災知識の普及、自主防災組織の活動支援、防災訓練の企画、立案、実施に関する事を活動内容とし、災害時に何かをやってもらうということではなく、普段の啓蒙を仕事にするものであります。災害は津波ばかりではありません。幅広い知識が求められるもので、消防団員の加入も妨げておりません。そもそも静岡県や宮城県では、県の主導で自主防災組織の活性化を図るために地域防災指導員の養成を進めています。残念ながら現在千葉県ではそのような体制はしかれておりません。県への働きかけが必要とも思いますが、当面は勝浦市単独で防災指導員を育成し、組織化していくことは可能なことだと思います。市長の見解を伺います。

次に、袋井市のふるさと防災寄附金についてであります。南海トラフ巨大地震が発生した場合、袋井市では大規模な被害が想定されることから、平成28年3月に袋井市地震・津波対策アクションプログラム2013を策定し、防災対策の強化、推進に向けた取り組みを進めています。こうした対策を早期に達成し、さらに強化するためには、市民を初め自治会や企業、団体、行政が一体となった取り組みが必要であり、財源の確保も必要となります。

袋井市地震・津波対策アクションプログラムの基本目標は、人命被害ゼロの達成。地震対策は市全体の86%を震度7と想定し、その対策費は51億円。津波対策は最大津波10メートルを想定し、対策費は34億円。情報伝達は、同報無線デジタル化整備事業等で15億円。事業費合計100億円かけての人命被害ゼロの達成であります。

ふるさと防災寄附金にして関しては、募集の期間が平成26年10月1日から平成35年3月31日までの9年6ヶ月、目標額5億円、実行計画によりますと、防災寄附金5億円のうち、ふるさと納税により3億736万円、企業から1億3,903万円、団体から1,635万円、自治会から2,179万円、個人や袋井市職員から2,616万円といった内容がありました。

実は、今回の視察のテーマは、この防災寄附金の取り組みについて勉強に行ったわけですが、100億円かかる地震・津波対策アクションプログラムといった大きな事業のうちの5億円の資金調達手段がありました。

津波だけ見れば、5月19日に発表された千葉県地震被害想定調査検討会の発表では、千葉県東方沖日本海溝沿い地震について、私の住む興津は最大津波高4.5メートル、到達時間19分でありました。守谷が5メートルの19.6分、鵜原が4.8メートル、19.2分という発表があり、公助としての対策はどうあるべきか問われるところであります。

また、津波対策以外では、河川の氾濫対策、土砂崩れ対策、住宅耐震補強、通信手段確保といった地震や台風も含めた被害への対策により、今後人命被害ゼロへ近づけていく目標も必要だと感じた次第であります。現在、勝浦市も地域防災計画や防災マップ、津波ハザードマップ等で防災体制が整理され、防災備蓄倉庫、避難路といった部分でも徐々に整備が進んでおります。

一口にアクションプログラムと言っても、国や県の意向や調整あるいは予算等、簡単なものではないと思います。しかし、袋井市での学びでは、将来必ずやってくる災に備え、事業資金の調達方法を含めたアクションプログラムの整備を痛感いたしましたが、市長の見解をお伺いします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいまの岩瀬議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、債権の適正管理について申し上げます。水道料金につきましては、平成15年10月10日の最高裁判所の判決によりまして、水道供給契約によって供給された水は、民法第173条第1号に該当し、私法上の契約であり、私債権との決定が下されました。

そこで、総務省は解釈を改め、各自治体に対し、平成16年11月18日付の自治財政局公営企業課長名をもって、公債権から私債権へ改める旨の通知がありました。

私債権と解釈を改めた平成16年度から平成27年度決算までの水道料金の不納欠損処分の累計額は、293件、785万756円であります。

その事由別内訳は、倒産・破産が34件で442万6,960円、行方不明が213件で、222万7,022円、生活困窮が21件で90万8,414円、死亡が24件で28万6,659円、その他が1件で1,701円であります。

なお、水道料金の不納欠損処分は会計上の処理でありまして、公債権と違いまして、自動的に債権が消滅するものではありません。不納欠損処分した債権は、別途台帳により管理することとなります。

また、債権を放棄するためには、本来、議会の議決が必要であります。なお、不納欠損処分につきましては、損益計算書において過年度損益修正損として利益から控除される結果となります。

次に、公金運用改革について申し上げます。

1点目の会計管理者の指揮監督として現金を取り扱っている部署のチェックについてであります。まず、地方自治法施行令第168条の4の規程により指定金融機関等の検査を実施しております。指定金融機関につきましては毎年、収納代理金融機関につきましては3年ごとに実施しております。

また、市職員の会計事務につきましても、平成15年9月に地方自治法並びに勝浦市財務規則に基づき「財務・会計事務の手引き」を作成し、公金の適正かつ確実、迅速な会計処理の実施

を図っているところです。

また、会計処理を行っていく上で支出伝票の不備や施設使用料等の納入のおくれなどが見られた場合は、その都度担当課に連絡または出向き、事由を確認し、適正に処理するよう指導しております。担当課に出向くことで誤りを早期に発見し、未然に防ぐことができると考えますので、今後も隨時、担当課に出向き、処理方法を確認したいと考えております。

2点目の各種基金の一括運用についてありますが、基金は現在18基ござります。これらの基金運用は、資金繰りの関係から債権等の運用は行わず、定期預金として運用しているところです。

3点目の借入金返済の据置期間を撤廃することについてでありますとおり、本市の地方債償還方法は、据え置きなしのものも一部ありますが、通常は、据置期間を2年程度設け、元利均等での償還を行っているところであります。このことは、これまで公的資金等の起債償還の取り扱いにおいて、その自治体での年度間の財政調整に配慮することで認められているものです。

議員ご指摘のとおり、据置期間を撤廃すれば、若干の利息軽減や償還期間の短縮が図れるることは十分承知しておりますが、一方で、年度ごとの公債費が財政を圧迫することのないよう、十分な財政推計をもとに対応していく必要もあると考えます。今後におきましても、引き続き、事業実施の財源として有利な地方債を活用するとともに、可能な限り、公債費の負担軽減を図っていくため、据置期間の制度を今後も活用してまいりたいと考えます。

次に、防災対策について申し上げます。

1点目の自主防災組織の育成と活性化に本市独自の防災指導員を育成し、組織化できないかについてでありますが、自主防災組織については、現在、防災士の育成を図るため、補助金により資格取得を促進しております。

また、県では、防災知識の普及や意識の向上を図るため、災害対策コーディネーターを養成していて、本市では3名おり、社会福祉協議会の行う、災害救援ボランティア講座で講師をお願いしています。

ご質問の防災指導員につきましては、防災士や災害対策コーディネーターとの兼ね合いを精査の上、検討してまいりたいと考えます。

2点目の防災寄附金制度による事業資金の調達方法を含めた、地震・津波対策アクションプログラムの作成についてでありますが、災害対策の財源に寄附金を充てることは有効と考えますので、今後は先進地の事例等について、調査・研究をしてまいりたいと考えます。

以上で、岩瀬議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中でありますと、午後1時まで休憩いたします。

午前1時56分 休憩

午後 1時00分 開議

[10番 末吉定夫君入席]

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） それでは、債権の適正管理についてからですが、この債権の適正管理について

てと、その後の公金運用改革については数字がいろいろ出てまいります。私もほとんどもう聞いているので、私自身は数字はある程度承知しているつもりですけれども、神経質なところが出てくるといけませんので、質問に関しましてはあらかじめ通告してありますので、課長のほうに通告した流れで、それに沿って質問を行っていきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2回目ですが、先ほど市長のご答弁で水道料金債権の不納欠損として計上された金額が785万756円でした。件数としては293件、その内容は、倒産、破産、行方不明、生活困窮、死亡等ありました。これが10年余りで実質的に徴収できなくなった水道料金債権ということです。説明ありましたけれども、不納欠損処分は、会計上の処理で公債権と違って時効が来ても自動的に債権が消滅しないということ、それと、損益計算書において過年度損益修正損として利益から控除された後は、言ってみれば永久にその債権が担当課の台帳で見えない債権として生きているということです。現在785万円ですが、普通であればこの金額は増加する一方ということで、価値のない不良債権が累積されていることになりますから、この債権放棄をどのようにこれから行っていくかというのが問題になるわけがあります。ご存じのように、公債権と私債権の明確な違いは、時効の援用は必要か否かということになります。公債権は時効により消滅しますけれども、私債権のほうは時効の援用を必要とするということです。水道料金債権においても、時効の援用がない限りは債権放棄にはならないわけですが、債権放棄するには地方自治法の96条による議決事件ということです。これに関して、今785万円あるわけですけれども、いずれかの時点で債権放棄する必要があると思いますが、10年以上が経過して金額も徐々に増えてきていると思いますけれども、水道課長は議会の議決を行う予定があるのか、お伺いいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。私債権となってから不納欠損処分をしました水道料金の累計額は、先ほど市長答弁にもありましたとおり785万円ほどございますが、勝浦市水道事業会計では、水道料金の債権放棄に係る議案を提出したことは、これまで一度もございません。近隣の長生・夷隅・安房郡内の市町村にも照会をいたしましたところ、総務省からの債権放棄に係る明確な指針が示されていないことや、安易な債権放棄を問われる事案になりかねないことなどの理由から、債権放棄に係る議案提出の前例は、どこの市町村もないとの回答でございました。

しかし、公債権と私債権の大きな違いは、公債権の中には法令等の規定により差し押さえや競売等の自力執行権があるのに対し、私債権には自力執行権がなく、裁判所への申し立て等が必要となります。また、債権の消滅時効では、公債権は時効の援用を必要としませんが、私債権では、民法の規定により時効の援用が必要となります。時効の援用とは、行政サイドから申しますと、滞納者が未納となっている料金等について、もう時効になっていますから支払う必要はありませんよねと自治体に対して消滅時効を主張することです。このようなことから、回収困難な不良債権を整理するためにも、債権管理に関する府内の検討委員会を立ち上げ、検討を進めるべきものと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 庁内検討委員会を立ち上げて検討いただくというようなご答弁をいただきましたので、そういう形で進めていっていただければよろしいかと思うんですけども、債権放棄

は、今、課長が言られた地方自治法の第96条の議決事件のほかに、ある一定の要件で議会から専決の指定を受けるか、あるいは条例で債権放棄できるように定める方法が別途に考えられるわけです。議会の議決といつても、なかなか個々の状況はつかめない債権を我々はどう判断するのかというのもあるんですけれども、提案する執行部も、議会の判断も難しい問題となるわけあります。そのようなことから、債権管理条例を制定して適切な管理を行うべきというふうに私は思うわけでありますが、債権管理条例では、私債権だけではなくて、公債権も含めてということになると思いますけれども、私債権、水道料金会計の立場としてはどのように考えるのか、お伺いいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。債権を放棄するためには、議員がおっしゃるとおり、地方自治法第96条の議会の議決が必要でございますが、近年、全国の多くの自治体で債権管理条例を制定し、債権管理の適正化を図るため、首長専決で債権放棄ができる条例を制定しております。県内でも、調べましたところ、15市2町で既に制定をしております。また、長生・夷隅・安房郡内の市町村で債権管理条例を制定したところは、茂原市と大多喜町がございます。このようなことから、本市におきましても、先進地の例に倣い、関係各課をメンバーとした府内検討委員会を立ち上げ、債権管理条例制定に向けた検討を行う必要があるものと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 県内15市2町、その中に茂原市と大多喜町、もう既に条例を制定しているということでありましたが、債権管理条例の制定に向けて、検討化の必要を認めていただいたというようなご発言だと思います。それで、私債権は、先ほど1回目の質問のときに幾つか例を挙げましたけれども、今は水道会計だったんですけども、一般会計のほうでも幾つかあります。全部が全部聞くわけにいきませんので、代表で1つだけ、公営住宅の家賃について都市建設課の課長にお伺いいたしますけれども、公営住宅家賃で未払いが消滅時効を過ぎて時効の援用がされずに債権として残っている滞納件数と金額はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。消滅時効期間5年を経過した住宅家賃は、平成11年度から平成22年度までの滞納で、滞納者件数は10件、滞納金額は79万9,000円であります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） それでは、この債権のうち、水道会計と同じですけれども、死亡とか行方不明、消息不明等々の理由で徴収が極めて困難である、そして滞納繰越額として残っている債権の件数と金額を教えてください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。平成11年度と平成12年度のもので、滞納者件数は3件、滞納金額は3万7,400円で、いずれも市外転出者でございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 水道課に比べると金額は少ないので、もともとの金額が少ないのもそうですが、逆にこれは多くなくて少ないほうがいいですから、3万7,400円という数字があったわ

けですが、しかし、これも、金額は少ないんですけども、都市建設課の台帳の中で、今まであれば永久に残っていく数字で、やはりこれもどこかで整理をしていかなければいけない金額なのだろうなと思います。それで、やはりこれも水道会計と同様にお聞きするんですけども、その公営住宅管理担当者として、債権管理条例の制定をどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。議員、まさにご指摘のとおりであります。時効期間が過ぎても時効の援用がなければ、それをずっと台帳管理していかなければならないのが実情でございます。これを解除するやり方は、これまで前段者の答弁にあったとおり、債権の放棄、及び、地方自治法施行令第171条の7の規定による免除、そういうのがあろうかと思うんですが、この免除の規定も、債務者の無資力を理由としたものでなければならないことや、債務者が所在不明なことを理由にした免除ができないこと、また、前段者の答弁のとおり、債権の放棄にはしかるべき対応が実施され、債権を放棄せざるを得ないことを明らかにする必要がございますが、法令等にその判断基準が示されていないため、事実上、もはや回収の見込みがない債権も放棄されずに、そのまま残っておるのが実情であります。

また、先ほど来ておりました債権管理条例ですが、債権放棄のみにとどまらず、広く債権管理の適正化を目的としたものでありますので、当課といたしましても、水道課同様、今後検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） お2人の課長のご答弁をいただいたわけです。私債権の代表という形で伺ったわけですから、どちらも条例の制定に前向きの答弁をいただいたように思います。

ここまでのこと踏まえて、公債権のほうで税務課長にお伺いをしたいことが一、二あるんですけれども、先ほど地方税以外に、強制徴収公債権と非強制徴収公債権が公債権に入るということはお話ししました。その中で、市税の滞納処分、これは今どういう状況になっているのかを、過去3年ぐらいの実績で結構でございますので教えていただきたいのと、それともう一つ、私債権のほう、非強制徴収公債権や私債権の債権回収ですね、裁判というような話も先ほどちらっと出ていましたけれども、その辺の具体的な方法を教えていただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。まず市税の滞納処分の過去3カ年分の実績でございますけれども、平成25年度では16件、1,194万3,000円の差し押さえや交付要求を行い、このうち換価及び配当を受けた実績は6件、135万3,000円でございました。また、平成26年度は34件、1,708万2,000円の差し押さえや交付要求を行い、換価及び配当の実績は288万2,000円でございました。27年度におきましては79件、3,367万8,000円の差し押さえや交付要求を行い、換価及び配当の実績は634万6,000円でございました。この内訳といたしましては、預貯金の差し押さえが398万2,000円、給与の差し押さえが3万9,000円、国税還付金の差し押さえが84万5,000円、動産差し押さえによるインターネット公売で2万1,000円、裁判所等への交付要求による配当により145万9,000円でございます。

2点目の非強制徴収公債権及び私債権の債権回収の方法についてでございますけれども、岩瀬議員がご質問の中で触れられておりましたように、差し押さえなどの強制徴収は認められて

おりませんので、民事訴訟手続による必要がございます。

具体的な方法といたしましては、民事訴訟法に基づき、債務者の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対して支払い督促という手続を申し立ていたします。債務者が支払い督促の送致を受けた日から2週間以内に異議の申し立てをしなければ仮執行宣言の申し立てを行い、これが確定判決と同一の効力を有するものとなります、2週間以内に異議申し立てが行われた場合には、直ちに訴訟手続に移行します。この場合、訴訟の目的価格が140万円以下の場合は簡易裁判所で、140万円を超える場合は地方裁判所での訴訟手続となります。回収手続の概要につきましては以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） この数字は事前に確認をさせていただいている数字の一つですから金額は承知はしていたんですが、平成25年度は換価、要するに現金化していったのが135万3,000円、26年度が288万2,000円、27年度が634万6,000円、件数も倍々ゲームのように伸びていて、これは言ってみれば税務課の皆さん方の努力のたまものというか、税務課に限らず、そういう滞納処分に関する努力をしていかれた数字がこういうふうに毎年倍々ゲームのように上がってきているのかなと、その分、滞納の件数も多いということなのかもしれませんけれども、そういうそれぞれの担当部署でのご苦労があるということがわかったのと、もう一つ、裁判の件ですけれども、これも課長といろいろ話を聞いていただく中で、私が気がついたというか、なるほどなと思ったのは、結局、今、民事訴訟も債務者の所在地を管轄する、例えば簡易裁判所に手続するということで、小額債権を回収するために遠方の裁判所で手続をするとコストのほうが多くなってしまう現象がありますということでありました。したがって、先ほど都市建設課長が言わっていましたけれども、トータル的に考えれば、これは私債権の分ですけれども、そういったことも含めていろいろ検討していかなければいけないことなんだろうなということがわかります。

そんなことでございまして、ここで最後に副市長から一言なんですが、課長3方の答弁をいただきました。私債権は援用がない限り管理し続けていかなければいけないといった問題ですとか、市税の滞納に対する税務課長のご答弁もいただきました。また、債権回収に対する複雑な法律的中身も伺いましたけれども、公債権も私債権も含めて、庁内検討委員会を経て、債権管理条例を制定して、適切な債権管理を行うことが望まれていると思うんですけども、見解をお伺いいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。水道料金あるいは保育料とか、あるいは市税もそうですけれども、まず受益者負担の公平性を確保する意味からも、できる限り徴収努力はすべきだと考えております。ただ、そういう中でも、不納欠損した後に、実際にもう債権者が亡くなったり、あるいは破産等によりまして免除されている例とか、あるいは生活困窮が続く例とか、実際にもう徴収できない部分も台帳管理されておりますので、これらも含めまして債権の適正管理をする上でも債権管理条例の制定に向けて今後事務を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 安易に落としちゃえということではないんですけども、一つそういう形で

ご検討をいただければと思います。いつの日かまた条例が出てくることをお待ち申し上げております。

それでは公金運用改革のほうに移ります。市長答弁で最初に指定金融機関の話、収納代理金融機関の検査の話をいただきましたけれども、今回質問の趣旨が市役所内部の調査を主なテーマとしておりましたので、そちらのほうに質問を向けていきたいと思うんですけども、会計管理者は長の補助機関であって、同時に長と独立した職務権限がある。会計管理者は市長に対して地位の従属性と職務の独立性の二重性を有しているということでありまして、例えば出先で会計を扱う職員は会計管理者の指揮監督を受け、市長の内部組織としての市長の指揮監督を受けるということでございまして、さっきちらっと言った、不正が見つかったときに市長や所属課長がおわびをしますけれども、会計管理者もその一端を担っているということなんだそうであります。

国東市では、不正やミスの防止・発見、職員を守るという理由で、会計管理者及び会計課職員が毎年、出先というか、庁内も含めて現金取扱部署の確認、チェックに行くそうです。出納印の管理状況ですとか、現金受領に係る連番領収書、連番入場券の使用状況、窓口の現金の受け払い過誤がないよう注意をする、釣り銭誤りは会計課と協議する仕組みの確認、公金と私金、資金の区分、指定金融機関等への速やかな納入はされているかどうか、現地集金したもの、その辺の現金管理について、そういうことを行っているようです。

勝浦市は、先ほどの市長答弁では、隨時、何かあったときに担当者が出向くというご回答がありましたけれども、それで誤りを未然に防ぐことになります。その際、会計課の方は、現金取扱部署でどのような調査を行ってくるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。菰田会計課長。

○会計課長（菰田 智君） お答えいたします。現在の事務の状況につきましてですが、出納印の管理・保管は会計管理者が直接行っております。現金受領の際に使用する領収証書つづりにつきましては、1冊3枚1組で50組のつづりになっておりまして、払い出し時に連番を付し、枚数を確認して、出納印を押してから、領収証書つづり受け払い簿に使用者の所属・氏名等を記入し、払い出しております。また、使用済みの領収証書つづりは、領収証書つづり受け払い簿に使用枚数及び未使用枚数を記入した上、会計課で保管しております。

なお、領収書の書き損じにつきましては、3枚1組そのまま使用済みの領収済み書つづりにつけて返納させています。また、入場券につきましては、領収書を兼ねておりますので、担当課に領収証書受け払い簿を備えて、領収書の控えと入場席数をチェックして管理しております。

なお、預かった現金につきましては、現金等払込書に払込内訳書と現金を添えて、財務規則第37条第3項の規定に基づき、当日または翌日、その日が指定金融機関等の休業日に当たる場合は最も近い営業日に払い込んでおります。

現金の保管につきましては、出先の部署は、金庫または鍵のかかるロッカー等に保管して、事務室には施錠し、夜間は防犯セキュリティーの対策をとっております。庁舎内の部署につきましては、事務終了後に会計課の金庫に毎日預かりまして、職員が現金等を机等に保管しないようにしております。

また、釣り銭誤りについては、会計課と協議するシステムはありませんが、書き損じ等の領収書を誤って破棄した場合など、直ちに会計管理者に報告し、会計管理者はその旨を市長に報

告することとなっております。釣り銭誤りがあった場合も同様に対応してまいりいたと思ひます。

これらの適正処理につきましては、課長会議においても各課課長にお願いしているところであります。先ほど市長答弁でも申しましたが、今後も不正やミスのないように、「財務・会計事務の手引き」に基づき適正処理に留意してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 以前、課長にお話を伺ったときにも厳しいチェックは行っておりますというふうに言われておりました。勝浦市の会計課の少ない人数での対応ですから、国東市がやっているように毎年全ての場所に行ってチェックをしろというようなこともなかなか難しいかなとも思います。そういう意味では、現状では機能しているのかなと、そういうふうに判断すべきなのかなと思いました。

今の答弁だと、何かあったときに行きますというような形だったので、それはそれでいいかなと思いますが、何もなければ行かない部署も長くはできる可能性もあるので、せめて年1カ所でも2カ所でも決めて、順次訪問してチェックをするような体制もとられると、幾分か、少し精神的に緊張感も増すのかなと思いますので、何かあったら行くということではなくて、そういう体制も市でまたお考えいただければと思います。これは、これでわかりました。

次に、一括運用のほうに移らせていただきます。答弁では、資金ぐりの関係で債権の運用は行っていませんというようなお話をしました。基金調書を毎月いただいているわけですけれども、8月31日現在の数字ですけれども、財政調整基金の決済用普通預金が6億129万8,869円を筆頭に、東日本大震災復興基金で19基金、合計16億8,361万8,125円ありました。そのうち9月の議会で土地開発基金1億909万6,452円が一般会計に入りますということでございましたので、差し引くと15億7,452万1,673円がその時点での基金の総額になります。もちろんこれも変動するわけですけれども、そこで課長にお伺いしますけれども、過去、最近の3年間の勝浦市の基金運用の実績を教えてください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。菰田会計課長。

○会計課長（菰田 智君） お答えいたします。基金運用につきましては、安全性、確実性を最優先させ、譲渡性預金、定期預金等で運用しております。過去3年間の運用実績は、平成25年度におきましては19の基金で、月末平均残高14億3,687万2,891円、運用件数は譲渡性預金3件、定期預金16件の計19件で、預金利息は45万2,696円です。平成26年度におきましては、同じく19の基金で、月末の平均残高15億1,328万3,037円、運用件数は、譲渡性預金1件、定期預金18件の計19件で、預金利息は55万2,082円です。平成27年度におきましては18の基金で、月末平均残高11億9,166万6,877円、運用件数は譲渡性預金6件、定期預金14件の計20件で、預金利子は35万3,521円です。

基金の一括運用を行う上で長期運用できる資金と短期運用して支払いに備える資金とに分けて運用することが必要であります。長期運用には債権運用も考えられますが、この債権運用にはリスクが生じ損失が出ることもあります。この損失をどう補填するかを考える必要があると思います。債権以外の運用につきましても、基金を一括運用するためには条例等の整備が必要となってまいりますので、先進地の事例等を調査研究して、安全・確実・有利な運用をしてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 基金調書にも、自由金利型定期預金が合計1億350万円、定額定期預金800万円、大口定期預金が合計3億9,500万円と記載されていますので、それにプラスアルファの何かがあって、大体三十数万円から五十数万円の利息がついているから、それが運用実績ということでありました。損失の場合をどうするかという問題がありますけれども、それを含めて効率性を重視に変えていったのが国東市でありますて、これは地方自治法241条の第2項で、基金は条例で定める特定の目的に応じというところで、確実かつ効率的に運用しなければならないというこの条文が根拠になっているわけです。確実性の勝浦と効率性の国東市の違いということだと思います。

一つの例ですけれども、基金15億7,452万円強あるうち、決済用の普通預金が財政調整基金の6億129万円強あるんですけれども、それ以外の決済性普通預金が4億6,672万2,804円あります。財調の分は変動があつたりするから、それはそれでいいじらないと仮にした場合、残りの4億6,000万円のこの決済用の普通預金を、一定額を残して、残りを、債権とまではいきませんけれども、何らかの形で、大口定期でもいいんですけども、活用すれば、幾らかの利息が発生するだろうと思うんですけども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。菰田会計課長。

○会計課長（菰田 智君） お答えいたします。8月末現在の財政調整基金6億130万4,347円を差し引いた決済普通預金が4億6,672万2,804円であるとのご指摘でございますが、決済用普通預金の主な内訳といたしまして、ふるさと応援基金が2億7,660万6,888円、介護給付費準備基金7,282万2,510円、国民健康保険特別会計財政調整基金3,000万233円、及び高額療養貸付基金を含む貸し付けを目的とした基金が3件の合計で701万3,454円あります。例えば、ふるさと応援基金につきましては、返礼品の支払い分を一般会計へ繰り入れる必要がございます。感謝券で返礼すると7割の約1億9,300万円を払い出すことになります。また、高額療養貸付基金を含む貸し付けを目的とした基金3件につきましても、急な貸し付けに備えておく必要があることから、決済用普通預金として預けております。現在の決済用普通預金の額は、会計業務を行っていく上で最低限必要な額と考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） そういう事情でなかなか資金繰りが厳しいということの1回目の答弁が出てきたんだと思います。そこは、それでわかりましたが、一つには、決済性預金がどうの、債権がどうのというよりも、一括運用は、行って聞いて、ああ、なるほどなと思いました。だからそこをもう一回整理をしてみてもらって、一括運用したときに、何も基金と1対1じゃなければいけないということはないので、総額で一緒になっていればいいですから、そこだけ改めて整理をしていただいて、何らかの工夫をしていただければ、もうちょっと違った形になるかなと思います。それは結果、債権は、なければなくてもいいし、何でもいいんですけども、プラスの要素を生み出すような工夫をお願いしたいと思います。これはお願ひです。

課長のほうで、今現実的に、外に行って何か勉強したり、そういった研究したりしていることはあるんでしょうか、会計課の皆さん。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。菰田会計課長。

○会計課長（菰田 智君） お答えいたします。資金運用の研究といたしましては、南部会計管理者

協議会で開催する研修会や金融機関の開催する地方自治体向けセミナーなどに参加して、安全・確実・有利な運用方法を研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 課長、どうもありがとうございました。

次の、財政課のほうの、この項の3つ目の質問です。据置期間の撤廃を求める件でそれとも、先ほど市長答弁をいただきまして、勝浦市の状況を含めてご説明いただきました。償還年限が短くなれば支払い利息が削減するというのは誰でもわかることで、勝浦市には勝浦市の事情がありますということだと思います。例えば、今まで防災備蓄センターや給食センターができました、キュステもできました、これから認定こども園をつくります、野球場も恐らくつくっていくことになるでしょう、道の駅は公設なのか、どういう形になるかわかりませんけれども、またつくっていくという中での、それ以外にも学校の耐震の問題とかいろいろ出てくる、やりくりが大変だということはよくわかりますので、その辺の、もう少し具体的に、課長から勝浦市の状況をご説明いただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。今、議員のおっしゃいましたとおり、ここ近年、小中学校の体育館の耐震化、または避難路の整備事業、また給食センター、芸術文化交流センターの建設と、これらを有利な起債を活用いたしまして現在まで進めてきているところでございます。また、加えまして26年度からは過疎の指定もされまして、過疎計画に基づきまして過疎債を活用した各種事業を実施しているところでございます。それによりまして、公債費、借り入れに係ります償還額につきましては、27年度で8億7,700万円程度、本年度で8億3,700万円、来年度29年度につきましては、先ほど申し上げました26年度に借り入れました芸術文化交流センターの建設費用の償還が本格的に始まります。それで大体8億8,000万円程度29年度の当初予算では計上していくものと考えております。

また、それ以降、30年以降でございますけれども、先ほどもお話がありましたとおり、認定こども園の建設の費用等に、財源といたしまして過疎債を活用していく予定としております。この過疎債を活用いたしまして、終わる分、例えば火葬場の建築事業とか、児童館の建設事業とか、そういう終わるものもございますけれども、ここ数年は8億円後半から9億円前半で公債費は推移していくものと今把握はしております。

議員のご指摘のとおり、確かに借り入れの際、据え置きをしいないで返済いたしますれば、今、利息が少ないわけでございますが、若干の利息の軽減は図れるものとは考えております。しかしながら、本市のように毎年市税は減少しておりますし、地方交付税も、先ほど市長からもお話がございましたとおり、合併した市町村のように、算定替えの、これは、ご承知の各算定前の各市とか町をそれぞれを算定いたしまして、合併後の市としての算定した額に上乗せするということで、その町ごとの算定額の合計額を10年間は交付されております。例えば隣のいすみ市におきましても、おおむね57億円ぐらいの交付税のうち7億円から8億円は、12%ぐらいはその算定替えによる増額分というふうに私どものほうでは把握しております。そういうしたものも、これから算定替えのほうも段階的に減らされてはまいりますけれども、本市の場合にはそういった増加の交付分もございません。また、財政調整基金につきましても、そう多くはございません。そういう限られた財源の中で、公債費償還額が、単年度なるべく極端な増

加を示さないように、財政調整をしながら今後もしていかなければいけないと考えております。今後におきましても、その据置期間を活用しながら財政調整をしてまいりたいと思いますけれども、可能であれば、例えば償還が小額なもの、これは有利な起債を使えますので、小額でも有利な起債を使う場合もございます。そういうものについては据置期間を設けずに返済することも今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） お金があればわざわざ高い利息を払うこともないということなんだと、こういうふうに思います。国東市も、先ほど120億円の基金があると、勝浦市は15億円ですから8倍の基金の残高があって、最初に言ったように、あえてあそこに文章を入れて、4町合併していますと言ってるんだけれども、基金残高も全部明示した上で質問をさせていただいているというのは、それぞれの自治体の事情の違いはある程度理解はしております。ですから、この後の防災もそうですけれども、人から見てきて、それをやってくださいというではなくて、こういったこともやっておりますというような意味で質問させていただいている部分もありますので、参考になるところは参考にしていただければと思います。

時間も大分押してきたので、こここの資料をいただいた最後に、説明してくれた方が引用して書いてある文章があるんですけども、ここが印象的だったので、それだけ読みますけれども、「民間企業は競争環境により試行錯誤を繰り返して製品を多数開発してきた。地方公共団体の強みは競争環境ないことだ。どれほど自分たちのノウハウがほかの自治体に漏れても自分たちの自治体の存在が危うくなることはない。反対に、ほかの自治体のノウハウも同じように入手できるわけで、改革・改善のためのノウハウ入手することはできる」というふうに文章を書いています。どんどんまねしてくれというイメージだと思うんですけども、その下にもう一つ、「変化する世界を、一面的ではなく、いわゆる平面ではなく立体的に捉えるためにはどうしたらよいか」というふうに文章をまとめてあるんです。すごい哲学的なと思ったんですけども、見方は違うんですが、私たち、行って本当に勉強になりました、できれば皆さん方も、やるとかやらないとかということではなくて、こういう行政出身、しかも地方の行政の出身の方がそういう形でまとめておられるので、機会がありましたら、場合によっては勝浦市に呼んで一度話を聞いてみたらどうかなというぐらいに思ったことでございました。参考までに申し上げて、この部分の質問を終わりります。

あと8分で、防災のほうで1点お伺いをさせていただきます。湖西市の地域防災指導員制度について、勝浦市では防災士、それから災害対策コーディネーター3名ということで、全く異存ありません。それで結構なんです。実は、ここの意図というのは、別に地域防災指導員を勝浦市でつくってほしいということで言っていたことではありません。要は、きのうからいろいろ議論になっている自主防災組織を何とか活性化したいという議論があって、行政サイドあるいは消防にいろいろ相談するわけですけれども、本来は防災士の方でも十分結構です、そういう育成に力を注いでいただいて、そういう方とか、それに関連する消防とか赤十字とか、そういう方たちで勝浦市の場合は十分できると思います。ですので、先々、防災士の方も単体で何人もいてもいいので、そういう人たちを含めた、協議会じゃないですけれども、要は行政の市と自主防災組織をつなぐ、そういう専門的な組織の場所をつくっていけば、一回一回市がどうのじゃなくて、自主防災で何かやりたいといったら、そういう専門家に相談して地域ごと

に対処してもらう、そういう形をとっていただければ、何も地域防災指導員をつくる必要ないと思うんです。そういう部分で今後、組織的なものつくっていかないといけないと思うんですけども、その点についてだけ課長からご答弁をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。防災士の件でございますが、他市では防災士会というような名称で、どうもあるようございますけれども、本市でも防災士の皆さんからはそういう組織化の声も上がっているようにお聞きしておりますので、今後は組織化について協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） その際、しつこくて申しあげないですけれども、そういう役割を担えるような組織にぜひしていただきたいと思います。

最後、これはもう質問ありませんけれども、袋井市の100億円事業ですね、そういう集金の方をしているんだということでございます。先進地の事例を研究していくということでございますので、そうしていただければと思いますが、地域防災計画も、次期の基本計画では見直しが入っているようです。ですから、それも含めて、防災計画も、何とかを努めるとか、何とかに図るとか、何とかを推進するという表現ではなくて、アクションプランとまではいかなくとも、もう少し我々がチェックできるような具体的なものも入れてもらえるとありがたいなと思うんですが、現在、その23年4月の人口ベースで、興津の死者が249名、勝浦地区の死者516名という推定をされています。すごく具体的な数字も出ているわけでありますけれども、その辺に対しても、袋井市は死亡者ゼロを目指すような考え方を打ち出していたので、なるほどなあという部分が、説明を聞いていて思ったわけです。とはいえ、袋井市もそのアクションプランの中で、遺体収容所の資機材の整備とか、遺体処理マニュアルの見直しといったことで、当然そういったことも想定されてこういうマニュアルをつくられているわけです。ですから、目指すはゼロかもしれませんけれども、ある意味そういう部分も含めてこれから勝浦市の体制を整備していただかなければいけないなと思ったのと、最後に、11月22日の津波注意報が出ましたけれども、これは課長にこの前申し上げましたけれども、興津バイパスの下は土砂崩れで避難路がありません。実は今もありません。一部ですけれども。ですから、フェイスブックでは、興津のあそこに土砂崩れで避難路がないじゃないかというのが上がっていると、私は見ていませんけれども、そういうふうに教えてくれた方もいます。同じように思っている方もいるんだなと。そういうときに、自主防災で対応するのか、行政でどうするのか、要は避難路をどうするか、たったそれだけのことなんですけれども、不安を抱く方もいるということです。

これは袋井市では、いのち山という小山を4カ所ぐらいつくって、平成のいのち山というのがあるんだそうですけれども、江戸時代に災害があって、当時の殿様が土を盛った、避難先の小山のようなものをつくって、村々の男女心安く居住するなりということで、そういうふうになつたんだそうです。興津だけで言えば、区民広場に消防の小屋がありますよね、ああいうところにそういうのをつくって、避難タワーみたいのがあってもいいのかもしれませんし、いろいろなことをまだ考えられることがあるので、先ほど先進地の事例を研究していくということでございましたので、その辺も含めていろいろご研究いただければと思います。ありがとうございました。終わります。

○議長（寺尾重雄君） これをもって岩瀬洋男議員の一般質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤本治議員の登壇を許します。藤本治議員。

[1番 藤本 治君登壇]

○1番（藤本 治君） 日本共産党の藤本治でございます。本日は5点にわたるテーマで一般質問を行います。

まず第1は、認定こども園の建設計画と準備状況についてであります。

勝浦市が推進しようとしている幼保連携型認定こども園は、勝浦幼稚園と中央保育所の老朽化による建てかえに伴い、費用の削減や人員配置の効率化を主眼に置いて、2つを統合するものとして選択されようとしています。しかし、何物にも優先して考えるべきは、児童の福祉と子どもたちの成長・発達にとってプラスかマイナスかであり、これらが損なわれる懸念があれば即座に計画を見直すべきです。計画進捗の現時点において、以下、質問してまいります。

1つは、認定こども園開設までの仮園舎を含むハード及びソフトそれぞれの建設準備のスケジュールを伺います。仮園舎では現施設と同等の運営が確保できるのかも伺います。

2つに、認定こども園では、子どもは1日をどう過ごすのか、この1日の過ごし方が確定するのは、いつ、どのような場でか、保護者への説明はどうなされるのか、伺います。

3つに、幼稚園児と保育園児の子どもが過ごす共通時間の内容と、クラスの規模、場所、担任はどう配置されるか、その後に過ごす時間でそれらはどう変化するのか、幼稚園児と保育園児のそれぞれに担任を配置することが望ましいと考えますが、市の見解を伺います。

4つに、子どもの過ごし方に見合った施設が設計・施工される必要がありますが、ハードとソフトの調和はどのように図られるのか、伺います。

5つに、延長保育や一時保育、休日保育、障害児保育、病児保育、病後児保育などの拡充を求める要望にどう応えるのか、伺います。

2つ目の大きなテーマといったしまして、子育て支援策の拡充について伺います。若い世代の人口減少を食いとめる上で子育て支援策の拡充が欠かせません。少なくとも次の3つの施策を実行すべきと考えます。

1つに、高校卒業までの子ども医療費無料化を実施する自治体が急速に広がっています。勝浦市でも速やかに医療費の無料化を高校卒業までに延伸すべきと考えますが、市の見解を伺います。

2つに、高学費のもとで奨学金制度を貸与型から給付型にシフトさせようとする動きが顕著です。勝浦市においても、現行の奨学金制度を拡充するか、または入学祝い金を創設することも有効な施策と考えますが、市の見解を伺います。

3つに、学校給食費への補助なし無料化は子育て支援策の有力な施策の一つとして多くの自治体が導入しつつあります。勝浦市でも、全児童・生徒を対象に計画的な導入を行うべきと考えますが、市の見解を伺います。

4つに、子育て支援策は多岐にわたるものですが、勝浦市では、何を重点に、どう推進するつもりか伺います。

3番目の大きなテーマといたしまして、就学援助制度の改善についてであります。

子どもの貧困が増大するもとで、就学援助制度を改善することは大変重要です。就学援助の準要保護児童は、1997年78万人、6.6%から、2012年には139万人、14.1%に、最高は山口県の23.9%で、千葉県は7.2%と3分の1以下であります。引き上がってはおりますが、さらなる努力が求められます。

そこで、1つに、勝浦市の現状と今後の改善策をどう考えているか伺います。

2つには、2010年度から支給対象に加わったクラブ活動費、生徒会費、PTA会費への対応と、その理由を伺います。

3つに、独自に、卒業アルバム、武道着、水着、通学用ヘルメット、眼鏡やコンタクトレンズまで充実させているところもありますが、勝浦市ではどう対応するのか伺います。

4つには、入学準備金、就学援助制度では新入学用品費等の援助とされておりますが、これを3月までに支給することが必要であります。多くの自治体で実施されています。勝浦市でも実施すべきと考えますが、市の見解を伺います。

4番目のテーマといたしまして、学校給食調理業務の民間委託について伺います。

1つには、学校給食調理業務委託の募集につきまして、進捗状況をお伺いします。

2つに、契約金額を2年間の総額で8,860万円以内にしようとしておりますが、その算出根拠を伺います。

3つに、その契約額であれば、従来と比較して経費の削減額は幾らになるのか伺います。

4つに、現在就労中の調理員の待遇はどうなろうとしているか伺います。

5番目の大きなテーマといたしまして、デマンドタクシーの実績と今後の課題について伺います。来年10月のデマンドタクシー、いわゆる予約制乗合タクシーの実証運行の終了まで1年を切りました。

そこで、1つには、この間の実績と今後の利用の推移をどう見通しているのか伺います。

2つに、上野地区以外にも公共交通機関の利用が困難な地域に住む方や、体の条件を持つ方がいらっしゃいます。これらの人々にもデマンドタクシーの利用を拡大すべきであると考えますが、市の見解を伺います。また、休日運行の希望にどう応えるのか伺います。

3つには、来年10月の実証運行終了に向けての課題と終了後の展開をどう考えているのか伺います。

以上、登壇しての質問を終わらせていただきます。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中であります、午後2時15分まで休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時15分 開議

[15番 岩瀬義信君退席]

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいまの藤本議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、認定こども園の建設計画と準備状況について申し上げます。

1点目の認定こども園開設までの、仮設園舎を含むスケジュールと、仮設園舎での運営についてであります。認定こども園につきましては、平成31年度の開設を予定しております。この開設を目指しまして関連事業を進めることになりますが、主なスケジュールを時系列的に申し上げます。

現在実施中の中央保育所の仮設園舎の設計業務と、認定こども園の設計業者を選定するためのプロポーザルを、来年3月までに完了する予定です。29年度に入りまして、4月から認定こども園設計業務を着手する予定でございます。その後、若潮キャンパスを購入をし、8月ごろから中央保育所の仮設園舎建設工事に着手の予定です。こども園設計業務と中央保育所の仮設園舎建設工事を、29年度中に完了する予定です。なお、この仮設園舎と商業施設の工事は同時に進める予定です。30年度に、元給食センター及び中央保育所の解体工事を進める予定です。この解体工事完了後、認定こども園の建設工事に着手いたしまして、31年秋ごろに竣工の予定となります。このような流れから、30年度から仮設園舎での保育が実施される予定としておりますが、現施設と同等以上の運営ができるよう努めたいと考えております。また、園庭につきましても、若潮キャンパスの中庭を有効に活用できる設計・施工を心がけたいと思います。

2点目の認定こども園では子どもたちはどう過ごすのか、過ごし方の確定の時期などや保護者への説明についてでありますが、幼保連携型認定こども園の目的は、教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うことを目的としております。この目的を踏まえまして、基本的には、幼稚園児と保育園児は、同じ部屋で過ごすことが前提になると考えております。また、過ごし方の確定の時期などや保護者への説明につきましては、現在、幼稚園職員と保育所職員で構成するカリキュラム検討会議と府内検討委員会において協議しておりますので、まとまり次第、具体的に示していきたいと考えております。

3点目の幼稚園児と保育園児が過ごす共通時間の内容とクラスの規模、場所、担任の配置などについてでありますが、現時点におきましては、共通時間の内容やクラスの規模、場所、担任の配置についてはお答えするまでの案や計画、見解に至っていない状況であります。しかしながら、基本的に210人の児童を教育・保育する施設と想定しておりますので、現状や将来を見据えまして、適切な計画策定を推進したいと考えております。

4点目の子どもの過ごし方に見合った設計・施工及びハードとソフトの調和についてであります。認定こども園の1日の過ごし方などソフト面を検討・想定した上で、どのような部屋や施設が必要になるかなどハード面を検討することで、良好な教育・保育環境が整い、調和が図れると考えております。

5点目の延長保育や一時保育等についてでありますが、延長保育と一時保育及び病後児保育につきましては、利用ニーズが増加していることを認識しておりますことから、認定こども園の具体的な運営方針策定の中で、前向きに検討したいと考えております。また、休日保育と病児保育につきましては、保育士の確保及び医師や医療機関との連携が必要となります。現状や過去の調査検討などから、実施については大変困難と考えております。

以上のように、全てのご要望にお応えすることは難しいところであります。課題がクリアできるご要望については対応できるよう努めたいと考えております。

次に、子育て支援策の拡充について申し上げます。

1点目の高校卒業までの子ども医療費無料化についてであります。現在、本市では中学3

年生までの通院及び入院にかかる医療費を助成しております。しかしながら、小学校4年生以上の通院にかかる医療費の助成につきましては、償還金払いを実施している状況となっております。このようなことから、まずはこの償還金払いを、平成29年度から現物給付に改正することを優先する考えでありますので、高校卒業までの子ども医療費無料化につきましては、現在のところは考えておりません。

次に、子育て支援策は何を重点に、どのように推進するのかについてであります、子育てしやすい環境の整備を重点に置きまして、案といたしましては、子育てにかかる負担の軽減を図ることなどを考えております。

次に、デマンドタクシーの実績と今後の課題について申し上げます。

1点目の、これまでの実証運行期間の実績と今後の利用者の推移の見通しであります、乗車数は1年目3,950人、2年目4,282人と332人の増であり、緩やかに増えております。ただし、新規利用者が減少しており、今後は乗車数の伸びが小さくなると考えられます。この対応として、高齢者人口に対する利用者の割合が少ない地区に対し重点的に周知を行うことで、新規利用者を確保し、乗車数の増加に結びつけたいと考えております。

2点目の運行区域の拡大及び休日運行についてであります、現在、その可能性について検討を行っておりますが、今後、交通事業者との協議、また、本市の地域公共交通活性化協議会において協議をしていただきたいと考えております。また、障害など身体の条件を持つ方につきましては、運行区域外でのデマンドタクシーのご利用希望には添えませんが、障害の状況に応じて福祉タクシーのご利用が可能であります。

3点目の実証運行終了に向けてであります、今後、交通事業者との協議、また、市の地域公共交通活性化協議会において協議をしていくこととなりますが、本市といたしましては、実証運行から本運行へのスムーズな移行とともに、運行区域の拡大や休日運行を含む利便性の向上については検討してまいりたいと考えております。

以上で、私から藤本議員の一般質問に対する答弁は終わります。

なお、教育問題につきましては、教育長から答弁をいたさせます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの藤本議員の一般質問に対しお答えします。

初めに、子育て支援策の拡充について申し上げます。

まず、奨学金制度についてであります、現在、国で給付型奨学金の制度について検討されているようですが、これが正式に制度化された場合は、この制度を積極的に活用していただきたいと考えております。また、千葉県でも高等学校授業料免除制度や給付金制度がございます。ぜひこちらも活用いただきたいと考えております。本市におきましては、これまでの奨学金制度を継続して実施してまいります。また、入学祝い金制度を創設する考えはございません。

次に、学校給食費への補助なし無料化についてであります、就学援助家庭には、給食費全額免除を行っております。また、特別支援教育就学奨励費として給食費の半額補助を行っております。さらに、学校給食食育推進事業としての賄い材料費を市で負担しております。これ以外の給食費補助につきましては、現在のところ実施する考えはございません。

次に、就学援助制度の改善について申し上げます。

1点目の勝浦市の現状と今後の改善策についてであります。本市は児童・生徒数が毎年減少しておりますが、就学援助者は逆に毎年増加しており、今年度は昨年度よりさらに10名増えている状況であります。就学援助制度の周知につきまして、毎年、年度末及び入学式で実施しておりましたが、今年は11月に、小学校新入学児童の保護者宛てに、入学通知書とあわせて周知を図っております。

2点目のクラブ活動費等への対応についてであります。国庫補助で行っている要保護児童・生徒援助費補助金につきましては、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費も対象としておりますが、準要保護者に対する就学援助は各市町村が単独で実施しているもので、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の援助は含まれておりません。本市におきましては、現在の制度の範囲内で就学援助を実施してまいりたいと考えております。なお、クラブ活動費につきましては、クラブ活動補助事業で、各学校に対して補助金を出しております。

3点目の卒業アルバム等への対応についてであります。就学援助の学用品費及び通学用品費の範囲内で、対応できるものについては対応したいと考えております。

4点目の入学準備金の3月支給についてであります。現在、4月1日付で在籍のある児童・生徒に対して審査を実施し、就学援助対象者の認定を行っております。したがいまして、本市の就学援助制度では、現在のところ対応は難しいと考えております。

次に、学校給食調理業務の民間委託について申し上げます。

1点目の応募状況についてであります。応募の意思を示している業者は、現在のところ数社ございます。

2点目の見積額の算出根拠についてであります。12月中旬に予定しているプロポーザルに影響いたしますので、答弁は差し控えさせていただきます。なお、9月補正予算に計上いたしました債務負担行為の限度額と平成28年度の当初予算額を比較いたしますと、年間約300万円の経費削減となる見込みでございます。

4点目の現在就労中の調理員の処遇についてであります。委託条件といたしまして、臨時職員が引き続き勤務を希望する場合は、雇用するよう努めていただくことになっております。また、正規職員につきましては、人事担当から、配置がえで対応すると伺っております。

以上で、藤本議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 最初に、認定こども園の建設計画と準備状況について伺いますが、開設を31年度の開設と申されました。しかし、一方で竣工は31年秋とも申されました。実際の開設、スタートの時期というのはいつなのかということと、それから、部屋の大きさとか、数、間取り、そういった事柄が、設計が完了するのはいつの時期なのかをお尋ねします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。まず認定こども園の竣工と開設の時期ということでございますけれども、市長答弁のほうで31年度中ということで、秋ということで竣工の時期をお答えさせていただきましたので、秋ごろに竣工いたしまして、竣工後は速やかに開設したいという考えでございます。

また、部屋ですか間取りの関係の設計について確定される時期というご質問でございますけれども、認定こども園の設計につきましては30年度中に完了する予定でございますので、30

年度中に決まるというお答えをさせていただきます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 30年度中に設計が完了してということでは、31年秋の竣工に間に合わないんじゃないかなと思いますので、いつ設計を完了して着工するか。古い中央保育所を解体して、解体完了後に着工ですから、設計時期はもっと早い段階だと思うんですけれども、改めてお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。大変失礼いたしました。こども園の設計につきましては29年度中でございます。大変失礼いたしました。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 29年度中というと余りにも幅が広いんですけれども、私は1日をどう過ごすかという質問に対しまして、先ほど今検討中ということで、共通時間の内容とかクラスの規模につきましても今具体的に示せる段階でないということですが、それとの関係で、設計の時期というのは、どちらが先というわけではないんですけれども、1日の過ごし方が定まってこないと設計も十分な設計はできませんので、時期をもうちょっと、29年度中という、こういう1年間にわたる曖昧な答弁じゃなくて、時期を限定していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。まず、確定ということではお答えは難しいと思いますが、29年、来年の12月ごろまでには設計のほうが完了できればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 1日をどう過ごすかということをお尋ねしました。しかし一般的なお答えだけが返ってきたんですけれども、こども園では、一斉に登園するわけではありませんので、早い時間から登園者があつて、だんだんに幼稚園児も含めてみんながそろう。みんながそろったときに何かをやって、そして午前中、保育園児と幼稚園児が一緒の共通の時間を過ごす。そういうことでお昼を食べて、そして幼稚園児はそのまま帰宅の時間まで別のところで過ごして、保育園児がお昼寝に入ると思うんです。それはどこの場所でお昼寝するのか、そして幼稚園児はどこの場所で別の時間を過ごすのか、そして、お昼寝が済んだ後、幼稚園はいなくなりますから人数は減ります。減った人数を、そのままの人数で、午後お昼寝の後、夕方まで時間を過ごすのか、そういうことは1日の過ごし方ということで決まってくると思うんですけれども、認定こども園では、午後の少なくなった時間の中で、万が一、その少なくなった時間にあわせて、子どもたちの数にあわせてクラスを再編成するとなると、午前中の顔ぶれと午後の顔ぶれがまた変わってしまうということになりますので、それは子どもたちの情緒の安定にとって非常に大きな負担になるんじゃないかと思うんです。そういう点で1日の過ごし方がどうなるのかというところで、まだ具体的には決まっていないそうですが、基本的な考え方はあると思うんです。今私が言ったような、お昼寝の場所があつちに変わるというような場所を変え、あるいは午前と午後でまたクラスが再編成されるとなると、顔ぶれの違う子どもたち同士が、朝と午後で違ってきちゃうという、そういうことは避けなくちゃいけないんじゃないかなと思うんで

すけれども、基本的な考え方をお示しいただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、過ごし方については、基本的に、午前中は今の幼稚園児と保育所の児童は一緒に過ごすものになるのではないかと思います。午後につきましても、食事をとりまして、保育園児は午睡をとて、幼稚園児については2時ごろの帰宅を目途に、勉強されるとか、帰りの準備をするのではないかと思われます。ただし、その詳細につきましては、ただいま市長の答弁にありましたとおり、カリキュラム検討会議のほうでこれからどんどん詰めていって、それからでないとお答えすることは大変難しい現在の状況になっておりますので、それ以上詳しいことについてはお答えすることは大変難しいです。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） お答えは難しいと思うんですけれども、基本的な考え方としては、長時間過ごす保育園児について申し上げますと、朝早く来る子どもがいて、その子は延長保育の末、夕方遅くに帰るとなる間の時間で、午前のクラスの顔ぶれと午後のクラスの顔ぶれががらっと変わるようでは、情緒の安定には反すると思うんです。それは避けてなくてはいけないのではないかと思います。そういう点が原則的な考え方として必要ではないかと思います。それから、お昼寝の場所ですけれども、午前中を過ごした場所でお昼寝もとののが自然な流れじゃないかと思うんです。場所が、幼稚園児のほうは同じ場所で過ごすということもあり得ますけれども、むしろ幼稚園児は別の場所で2時の帰宅までの時間を過ごすというふうにしたほうが、保育園児の長時間保育の子どもたちの安定にとってはいいのかもしれないということが考えられます。そういうことを十分考えていかないと、午後も、午前中に過ごした子どもたち、人数は少なくなりますけれども、その子どもたちが一緒に過ごすというような運営が、子どもたちの負担を一番少なくする過ごさせ方ではないかと思うんですけれども、そういう点は基本的な考え方としてはお持ちになれるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。部屋を変えることによって、子どもさんにある程度の大変さだとか、そういうものが加わるので、同じ部屋で過ごせるようなことをいろいろ考えていかなければならぬのではないかというようなことであると思いますけれども、その辺につきましても、現場当局と十分な話し合いをされるとか、その辺のことを十分協議しまして、最善の認定こども園を設計していかねばと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 認定こども園への移行が検討され始めて、一方でカリキュラム検討委員会も既に動き始めていると思うんですが、現在のところ、年齢、あるいは季、月というような、そういう大きなサイクルの中で、3歳児、4歳児、5歳児のそれぞれの年齢ごとのカリキュラム、最終獲得目標といいますか、最終的にこの年齢の子どもたちにはこういうふうなところまでを目指そうというような、そういうカリキュラム検討をなされていると思うんですが、それを季節に割ったり、月に割ったりして、月齢に応じた対応の仕方というものがこれまで検討されていると思うんですけれども、1日の過ごし方という検討はまだ着手されてないんでしょうか。今、カリキュラムの検討はどの段階まで進んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。カリキュラム検討会議については、大分回数を重ねて進めているということで話になっているんですけども、まず、幼稚園の現場とか保育所の現場の現状をまず十分にお互いに認識し合うということが重要になってきます。その辺の現状についてお互いに確認をし合っておりまして、具体的には、先ほど申し上げましたとおり、教育と保育について一緒にやらなければいけない施設ということを前提に今後考えていかなければいけないというような認識を持って進めているところです。しかしながら、まだ時期的に、詳細の、1日の過ごし方について、どのような形、時間帯になるとか、部屋がどういうふうに変わっていくのかとか、その辺についてはまだまだこれから検討して詰めていかなければならぬと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 今12月ですから、来年29年の12月までに設計を完了するということですから、1年間時間はあるように見えますけれども、カリキュラム検討は既に始められていて、約1年近く年齢ごとの対応とかというのを、むしろ保育所が3つ今あるわけですけれども、3つの保育所それぞれやり方も違っていたというのが、お聞きしたところによれば、保育所自体も同じやり方をそれぞれの園でとっているわけじゃなくて、やや違うやり方で3つとも動いているのを、それを一つに、共通のやり方というか、カリキュラムに統一しましようよということで、今何も確定していないけれども、1年間これでやってみましょうというようなもので実践をされているというふうにお聞きしました。幼稚園のほうともそれを突き合わせて、幼稚園児と保育園児が一緒になったときに、さらにどういうふうに一緒にしていくかというようなことを詰めていく段階だということでお聞きしておりますので、結構時間がかかるんだと思うんです。それから、実際やってみるとことも必要な、検証してみるとことが求められることなので、何か会議を持ったらどんどん決まるという性格のものではないと思うんです。そういう点では、1年間時間があるよう見えて、今までの経過した時間を含めて考えますと、このカリキュラム確定というのは、そう簡単なことではないと思うんですけども、どういう認識でいらっしゃるのか、改めて伺います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。まず、3つの保育所の所長にも出席してもらっていますけれども、この3つの保育所と幼稚園と一緒にしたということではなくて、3つの保育所についてはそれぞれ地域的な特色がありますので、基本的には中央保育所と幼稚園を合わせた認定こども園というものを今後つくっていかなければならないというものがございます。これからカリキュラム検討会議だけで検証することではなくて、実際にやってみなければいけないんじゃないいかというお話につきましては、既に幼稚園と中央保育所の3歳、4歳、5歳の児童が交流しているというようなことも、実際もうシミュレーション的にやっております。そういうような状況でございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 3つの保育所と勝浦幼稚園が統合するわけではないことは十分承知しております。保育所のカリキュラムがばらばらではおかしいということで、保育所としても統一を図っているということをお聞きしていますので、カリキュラムの中身を検討する上で、そういう

たそれぞれの今の到達点といいますか、現状が洗い出されて、その上に立って幼稚園と中央保育所との統合を実現していこうとしているわけなので、そういういた過程が相当の時間を要することは間違いないと思いますので、精力的な進展をお願いしたいと思うんですが、一方で、担任の問題ですけれども、午前、幼稚園児と保育園児が一緒になったクラスができます。そのときに、これまで勝浦幼稚園では園長がいて、それぞれクラスごとに担任がいますよね、そういういた配置だったわけですけれども、認定こども園では、午前中、幼稚園児と保育園児が一緒のクラスになっておりますね、何十人か。その中で担任が1人だけですと、幼稚園児につきましては、当然に見る時間が、お昼になつたら帰るわけですから、その後ずっと長くいる子どもたちに引き続き担任として対応するとすれば、長く接触する子どもに対しては目が行き届くわけですけれども、午前中だけで2時ごろ帰ってしまう幼稚園児については十分目が行き届かなくなる可能性があるんじゃないかなと思います。今までの勝浦幼稚園での対応と同じように、幼稚園児に対して注目する担任を、ぜひ保育園児と幼稚園児それぞれに担任を置く必要があるんじゃないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） これから職員数の関係とかは詰めていかなければならないところですけれども、それについては、適正な配置について十分検討していかなければならぬと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 適正な配置の一つとして、幼稚園児と保育園児のそれぞれに担任をという、私からの提案でございますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

その人員ですけれども、将来のことはなかなか推定は難しいんですが、現瞬間の勝浦幼稚園と中央保育所の職員がそれぞれいますよね、その職員が、現時点の子どもたちの人数でもし認定こども園として人員の基準を当てはめると、何人か減るんじゃないかなと思うんですけれども、何人減るのかお尋ねします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。減りません。増えます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） じゃ、ご説明をいただきたいと思います。どのようなことで、どう増えるのか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） 現在、幼稚園と保育所の職員は22名おります。その中で、今回の認定こども園について、現在の計画を進めていく中で進めていきますと、保育の時間等をまず第一に考えていかなければいけないというのがございます。その辺からしますと、当然時間も保育の時間等が延長されてきますので、そういう観点から、まずは職員の数は増やさないといけないというふうになっております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 次の延長保育の問題との絡みもあるようですので、後ほどもまたお尋ねしますので。

続いて、勝浦には男性の保育士が今いらっしゃらないわけですけれども、男性保育士をこの

認定こども園の開設に向けてぜひとも採用するということで図られてはどうかと思うんですけれども、そういったお気持ちがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。現在、臨時の保育士について募集をさせていただいているところでございますけれども、特に男性、女性ということで分けておりません。そういうところでも、もし男性の申し込みがあって、適性であれば採用することができるのではないかと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 男女を別に分けてはいないということなので、ぜひ男性保育士も採用できるようご努力いただきたいと思います。

ハードとソフトを調和して施工を進めていく必要があるということだと思うんですけれども、今お聞きした段階で、1日の過ごし方というのはまだこれからだということなので、そのソフト面が煮詰まっていくことと、ハードの設計ですけれども、これは時期が来たからハードを、設計を完了するというわけにはいかなくなるんじゃないかと思うんです。1日の過ごし方十分に検討した上で、これで行こうということが確定した上で、設計というのはそれを反映したもので設計を完了するという、そういう流れになるんじゃないかなと思うんですけれども、万が一、ソフト面、1日の過ごし方やカリキュラムがまだ十分煮詰まらないということであれば、設計を後におくらせてでも、十分なカリキュラムや子どもたちの過ごし方について熟慮、検討した上で、設計にそれを反映させると、そういうお考えで進めていくのかどうか確かめたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。平成31年の秋に開設の予定とさせていただいておりますので、できれば予定どおり設計のほうは進めさせていただければと思います。そういうことから、設計にあわせるというか、両方があうようにカリキュラム検討会議のほうもあわせて進めなければならないのではないかと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） ぜひ、余り稚拙なカリキュラム等を決めていくということのないように、綿密な準備と時間をかけて、入念な検討の末に、それを優先的に決めていって設計に反映するという流れをつくっていただきたいと思います。

延長保育、一時保育、病後児保育について、これを対応したいというお話がありましたが、現状と、実現される、例えば延長保育で言えば、延長保育の時間は現行はこうですけれども、こうなりますというような、それぞれについて、どういう対応になるのか、一時保育、病後児保育はこれから新しくなさることかと思いますけれども、どういう中身でなさるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。延長保育につきましては、いろいろとほかの議員からもご質問等いただいているところですけれども、現状からは、保育士の関係とかで大変難しいので、認定こども園の開設のタイミングにあわせて今後検討していきたいということでお答えさせていただいております。現在、7時30分から夕方6時まで保育をさせていただいており

ますけれども、それを、できれば前後1時間ぐらいずつ保育ができるようになればいいのかなというか、その辺のことを考えながら検討を進めさせていただければと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 一時保育、病児保育については、具体的な内容というのはまだ構想はないんでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。市長からの答弁もございましたけれども、まず、病後児保育については今後検討は進めていかなければならないと考えているところでございますけれども、病児保育につきましては、過去にやはり同じようなご質問がございまして検討している経緯がございます。まず、自分のところの保育所のほうでそういうものができればいいんですけども、病院施設ですか、療育機関ですか、あとは小児科医のご協力等がなければいけないんですけども、その辺が非常に困難な状況ですので、仮に、一度、勝浦診療所かなにかを使ったものを考えたこともあったんですけども、専用のスペースが必要だとか、そういうもので難しかったとか、あと、夷隅のほうに病児保育のほうを開設しますよという病院があらわれましたので、そちらのほうも検討したことがあったんですけども、まず、太東灯台の入り口にある病院だということで、非常に遠距離であるということですか、あと、病床の床数が非常に少ないということで、なかなか利用が難しいんじゃないとか、あと、費用対効果の面とかあるんですけども、検討させていただきましたが、難しいんじゃないとかということで今まで進んできております。それがクリアできるようであれば、病児保育のほうも可能ではないかと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 次の、2つ目の子育て支援策について伺いたいんですが、最後に市長が、環境、負担の軽減をということで、勝浦市で何を重点に、どう推進するかということでお答えがあつたんですけども、非常に抽象的ではないかと思うんですが、どういう負担軽減をお考えなのか、改めて、勝浦市の子育て支援策、具体的な中身をお示しいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。子育て負担軽減につきましては、市民アンケート等でも経済的な負担をご希望される方が60%以上を超えているという結果が出ておりますので、その辺を踏まえまして、経済的な負担を進めるべきではないかと考えているところでござります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） その点で私は冒頭3つの提案をさせていただいたわけですけれども、高校卒業までの医療費の無料化、それから奨学金制度を給付型にと、あるいは入学祝い金の創設、そして学校給食費への補助、無料化、これらについては、ほかの自治体でも非常に広く多くやられていると思うんですが、高校卒業までの無料化は、ついしばらく前までは、いすみ市だけがやっていたということですけれども、近隣の自治体でも、長生郡市でも相当広がってきてていると思うんですけども、どれくらい広がっているかご紹介いただけますか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。今年の8月1日現在ですけれども、県内54市町村中、12市町村で高校3年生までの子ども医療費助成を実施しているところでございます。取り組んでいるところを申し上げますと、香取市、山武市、いすみ市、多古町、東庄町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町、御宿町でございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） あと、入学祝い金につきましては、お隣の御宿町で、入学準備金という名称のようですが、やっていると思うんですが、それと、9月の議会で、お隣の大多喜町で、3年間かけて学校給食費の無料化を図るという方向性が出されたようですけれども、どう把握されているか、御宿町、大多喜町のそれぞれの方向、動きについて、課長のほうで把握されていましたらご紹介ください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。今お話をございました御宿町の入学準備金というものですが、入学式当日に、小学生及び中学生に、保護者に対して町の商品券で支給するという取り組みを行っているということで伺っております。

また、大多喜町の給食費の無料化について、今検討しているというお話を聞いておりますが、実際それが正式に始まるかどうかというのは、そこまでは確認はできません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 今それぞれご答弁あったとおり、ごく身近なところでこういった動きが起こっておりますので、負担軽減といった場合に、これこそ負担軽減の具体的な姿でありますし、最も要望の多いのがこの3つでありますので、勝浦市の市民の要望に応える道でもあると思いますので、今後ぜひ具体化は検討いただきたいと思います。

3つ目の就学援助制度の改善につきましてお伺いをいたします。10名昨年より増えたということではありますけれども、年度の途中でもそういったことをやっていくことが重要だと思いまして、今回、11月の新しく入学される子どもたちに対する説明の中で紹介いただいたというのはよかったですと思うんですが、年度の途中でも機会をとらえて紹介をいただきたいんですが、学校の現場で、例えば給食費の滞納ですか生活の困窮が見えるような事例が出た場合には、すぐそれをもって就学援助でサポートするような体制はできているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。各学校の個別の家庭状況まで細かく全ては把握はしておりません。給食費の滞納につきまして、私がこの職についてから、小中学校の給食費の滞納は新たには発生してございません。就学援助の対応につきましては、申請があった時点で、常に1年間のうちに対応をしている状況でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） クラブ活動費、生徒会費、PTA会費への対応ですけれども、要保護児童に対してはやっているけれども、準要保護の児童に対しての対応はとっていないということで、これは市単独での実施だということですが、まだまだ少ないことは少ないですが、実際に事業として準要保護の児童に対する活動費や会費の補助をやっている自治体もありますので、ぜひ

検討して、これらを支給対象にしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。これにつきましては、今後、他市町村等の対応状況につきまして注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） これ以外に、独自にいろいろなものを拡充している自治体があるんですが、勝浦市でも武道を必修科目として採用するようになりますし、例えば武道着ですけれども、これは各家庭の負担にならないような配慮はなされているでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。中学校では現在、体育は武道で必修ということになっています。それにつきましては、各家庭に負担がかからないように、武道に必要なものについては各学校に準備をして、それを子どもたちが授業で使用するということで対応を行っています。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 入学準備金について伺いたいんですが、就学援助制度では新入学学用品費ということでの援助になっているわけですけれども、4月1日在籍の生徒に対する審査の上で支給しているから、3月前の支給は困難という答弁でしたけれども、しかし、実際に多くの自治体でやられておりまして、制度上やれないということではなくて、やり方次第だと思うんです。5月24日ですか、国会の文部科学委員会で日本共産党の田村智子参議院議員が、就学援助の支給額の引き上げとともに、入学準備金を2月、3月に支給するように強く求めたところ、文部科学省は、児童・生徒が必要とする時期に支給されるよう市町村に働きかけると約束しましたけれども、この時期以降に文部科学省から通知はなかったでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。その件につきまして、大変申しわけございませんが、細かいところについては現在把握していないところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 通知があるようですので、チェックしてください。それと、あわせまして、文部科学省は、来年度の予算の概算要求で入学準備金をほぼ倍額に引き上げる方向だと、朝日新聞10月8日に報道がされたそうです。私も昨日気がついたものですから事前にお知らせすることはできなかっただけども、今、小中学校に2万何がしかの入学準備金が出ていますけれども、それを倍にするという概算要求が来年度予算の編成に向けて文科省が出たということなんです。ご存じありませんでしたか。そういう動きになっておりまして、それを先取りするように群馬県の太田市では、入学前の支給、2月、3月支給と、それから倍にするということで、小学生には4万円、中学生には5万円の入学準備金を群馬太田市では支給するという動きになっている。先取りですけれども。そんな動きも全国を見れば起こっておりますので、入学準備金を3月までに支給するという、これは制度上できないということは絶対ないと思いますので、ほかの自治体がやっているやり方、八王子でも、市の独自の制度として、対象は同じですけれども、つくって、4月以降の就学援助の審査を受けて、なった方には新入学学用品費の支給は既に支給済みという扱いをしているそうですが、いろいろなやり方がありますので、

制度上やれないということはないと思いますので、検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。これにつきまして、それぞれの市町村が就学援助の取り組みを行っていると思います。この入学準備金、いわゆる新入学学用品費という名目で、勝浦市におきましては4月中に学用品費とあわせて支給できるようにしております。他市町村の様子を私も少し調べさせていただきましたが、他市町村では最初の支給が6月であったり、7月であったり、8月であったり、中には9月、10月に最初の支給が行われるという市町村もあるように私も伺っているところですが、本市におきましては、最初の支給を、最初の4月の月にできるように、そういう取り組みも行っているということを、まずご承知おきいただければと思います。そのために保護者にも11月中に入学通知とあわせて配付をするなど、そういう取り組みもしておりますので、今後もできることを取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） では、続いて学校給食調理業務の民間委託についてお尋ねをしたいと思います。数社の事業所からの応募の見込みということですけれども、8,860万円の算出根拠は示せないというお答えですけれども、28年度の当初予算に比べて300万円の減額になるということですけれども、この削減額が占めるのはどういう費用でしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中でありますが、3時25分まで休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時25分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。金額の削減額につきまして、主に人件費等の差額というふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） そうしますと、今、正規職員5名、臨時職員10名人件費が1年間で300万円削減されるということになりますが、先ほど、就労中の調理員のうち臨時職員について、新しく委託先となる事業者に再雇用をお願いしているという答弁でしたけれども、労働条件は現状が保証されるんでしょうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。業者選定、またプロポーザル等、今後ということで、細かいことは現段階ではご説明できないところがございますけれども、今後、業者選定に当たりまして、待遇等につきまして、悪くならないように、そういう業者選定をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 臨時職員の方々への説明や疑問の聞き取りはなされているんでしょうか、また、正規職員の方々への不安や希望の聞き取りは、同じくなされているのでしょうか、お伺い

したいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。正規職員、臨時職員につきまして、全ての職員と面談を行って、状況、また今後の希望等を伺っております。また、細かな人事を行うに際して、そういう点を考慮していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） それぞれの職員の側からはどんな不安や疑問が出されているか、紹介できる範囲で紹介いただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。不安というよりも、まず臨時職員につきましては、今まで調理業務について、主に大きな機械を使う調理業務であったり、ちょっと危険を伴うような調理業務につきましては正規職員が中心になって対応しておりましたが、委託業務が今後このように計画されているということで、正規職員、臨時職員、今後の予定について説明をした後、臨時職員も、今度は、例えば自分たちが委託業者でもし働くようになった場合には、自分たちが率先して仕事に取り組んでいかなければならない、そういう前向きな気持ちを臨時職員も持つていただけるようになって、今は臨時職員であっても正規職員であっても、いろいろな業務を全て経験をして、また大きな機械も使えるようにということで、非常に前向きに取り組んでいただいているということでお話は伺っております。ただ、今後の職員の採用、また正規職員の配置がえ等について、今後どういう職種になるのか、そこら辺を、中には来年のことを見ていている職員もいらっしゃるというのは事実でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） その正規職員の場合ですけれども、不本意ながら調理員ではない職種のほうに配置がえになるということが起こり得るのではないかと思うんですけども、そういう場合は想定されるんでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） 細かいところは、また今後、人事担当のほうと詰めていくようになるかと思いますが、正規職員の中には、調理業務に携わりたいという職員も実際おりました。また中には、調理業務でなくても、ほかの場所であっても一生懸命働きたいとおっしゃっていただいている職員もいらっしゃいます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 不本意ながら職種を変えるということのないようにしていただきたいと思います。

最後にデマンドタクシーの質問に入りますけれども、前段者の質問にもありましたので、重複するところを避けてご質問したいと思いますけれども、実績の人数はご報告ありますけれども、デマンドタクシー以前の市民バスとの比較で、どういう対比で現状を評価されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。市民バスにつきましては定時運行ということでございまして、今度デマンドタクシーになりますと、1日6便でございますけれども、玄関先まで

お迎えにあがって、また帰り送り届けると、ドア・ツー・ドアということで、大変ご好評をいただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 利用人数の上で、市民バスに匹敵する利用になっているのか、あるいはまだそこには届いていないのか、そういう点でどういう評価をされているのか、今後どうあるべきだと考えておられるのかをお伺いしたい。

あわせて、新規の利用者を拡大したいということで、現状、新規の利用者が伸び悩んでいるということだったんですが、その利用者の実際の人数と延べ人数というのが把握できているのかどうか、その点もあわせてお答えください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをいたします。市民バス運行につきましては運行区間が異なつておりましたけれども、上野地区に照らし合わせますと、大体1日19.2名かと記憶してございますけれども、現時点におきますと、平成28年度、昨年の10月から今年の9月までの実績ですと、1日当たり17.6人という実績でございます。

また、実利用人数につきましては、これまでの2年間、平成26年10月から本年9月末時点では212名、また延べ利用人数は、同様に本年9月末時点で8,232人でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） この地域は上野地区以外にも拡大することを本運行にあわせて検討したいということでありましたが、どの地域の方々を拡大の対象にするかですけれども、ある特定の地域に限定しないで、停留所から300メートル以外の方々には、公共交通の利用がしづらい方々というような考え方を示されましたけれども、そういう住所で公共交通の停留所から離れた方々について見れば、総野地区から以南の方々についても、そういう住所で申し込みがあった場合に、住所に該当する方は登録するというような、地域を限定しない、非常に広い範囲にわたっていますので、その範囲の利用が不便な方々については対象とするという考え方をおとりになるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。路線バスの運行区域ですとか、そういう箇所につきましては路線バスをご利用いただきたいと思います。それ以外の空白地域につきまして、いかに足を確保できるかという点でもって今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） ゼビ特定の地域に限らないで、公共交通空白地域といいますか、そういうところにお住まいだということが、バス停なんかの位置から見て該当する場合には、ゼビ対象にしていただく、そして登録制ですので、申し込みがあったから対応するというものではありませんので、登録していただくという作業の中で、該当するかどうかはチェックできると思いますので、そういう点で対象を広く、先ほどいろいろな地名が出ていましたけれども、かなりの広範囲にそういう方々がいらっしゃると思いますので、それら全てを対象とされるようにお願いしたいと思います。

それとあわせて、私のほうは、体の条件、具体的に言えば、ニュー黒潮台にお住まいの方で、腰椎、背骨の骨折の後遺症で歩くのが大変なんですけれども、一応生活にも困窮されているので、病院や買い物に行く際には、行くときには停留所まで歩いてバスを利用されているんですけども、帰りはとても体力が残っていなくてタクシーを利用されておられて、1,000円ほどの負担をされているという方ですけれども、特に生活にも困窮されているものですから、デマンドタクシーの利用がこういう方々にも対象として広がらないものかどうかということでお尋ねをしたわけですけれども、これについては福祉のほうの対象としてタクシー券の利用を答弁されましたけれども、デマンドタクシーにはこれは対象としては当てはまらないというか、それにはならないという主な理由はどういう点なんでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。身体の条件を持たれている方、障害者の方につきまして、運行区域外でのデマンドタクシーのご利用につきましては、先ほど市長答弁にもございましたように、利用には沿えない状況でございます。公共交通機関、デマンドタクシーなどは、ある程度まとまった需要を想定しての運行ですので、需要が特化、分散しており、特に中心市街地に近い場合には、例えば民間タクシーのご活用もご検討いただけたらということで考えてございます。

また、障害の程度に応じまして、先ほどおっしゃいましたように、福祉タクシーのご利用でありますとか、例えば買い物におきましても介護保険制度の、そういうサービスメニューですか、例えば、こちら、勝浦いろは帳というのがございまして、この中に、生活という分類で、買い物も配達してくれるというメニューもございますので、あと、病院等につきまして、無料で往診に応じてくれる病院もございますので、そういうところをご利用、ご検討いただけたらと考えてございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） この機会に、この方を、福祉のタクシー券の利用に該当するかどうかですけれども、勝浦市のタクシー券は身体障害者福祉のことで、1級、2級が対象になっているわけとして、この方の場合は障害者1級、2級には当てはまらないんです。ですから今のタクシー券を、ぜひとも福祉タクシー券ということで、福祉タクシー券としての位置づけを広げていただくような、拡大を検討できるかどうか、福祉課にお尋ねをしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。現在、障害者福祉タクシーということで、障害者手帳の1級、2級、あと、療養手帳の保持者ということで、そういう方に年間28万円の1回730円差し引かれる券を配っているんですけども、基本的にはその障害者の方々を対象としているもので、今のところ考えておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） この場合、はざまに、漏れてしまう方がいらっしゃるということで、事実としては、そういういた助けを求められている方がいるということなので、ぜひ福祉タクシー券という形に、今のタクシー券の運用を拡大していただくようなご検討もお願いしたいと思います。あと、さつき実人数と延べ人数のご報告、212名と8,232名という報告がありました。結構数多く利用されている方、週に2度、3度と頻繁に利用されている方もいらっしゃるんじゃない

かと思うんですが、回数券を運用するというお考えや、あるいは要望とかはないんでしょうか。その辺の要望や検討はどうお考えなのか、伺います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。現時点におきまして回数券は想定してございません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 要望、それだけ頻繁にお使いになっている方というのは結構いらっしゃるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか、そういう対象者いらっしゃいませんか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。失礼いたしました。特に回数券の要望につきましても、私自身、伺っておりません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 私の知っている方は1人ということで非常に限られているものですから、どれだけいらっしゃるかわからないのでご質問したんですけども、頻繁に使っている方がお1人はいらっしゃるものですから、ぜひそういった要望も出てくるんじゃないかと思いますので、今後の検討課題にしていただけたらと思います。

時間残しましたけれども、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これをもって藤本治議員の一般質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 次に、戸坂健一議員の登壇を許します。戸坂健一議員。

[7番 戸坂健一君登壇]

○7番（戸坂健一君） 皆さん、こんにちは。会派、新創かつうらの戸坂健一と申します。一般質問、最終日、皆さん大変お疲れのところだと思いますが、頑張って質問をしてまいりますので、最後までよろしくお願いをいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。今回は、質問テーマを津波避難訓練の充実の1点に絞り、項目を分けて質問をさせていただきます。

現在、勝浦市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、年に1度、大津波を想定した避難訓練を実施しております。南海トラフ沖、千葉県東方沖、あるいは首都直下などを震源とした大地震、津波災害が想定される中、去る11月21日には、勝浦市においても津波注意報が発令をされ、震災、津波に対する準備、訓練の大切さを肌で感じたところであります。津波から大切な命を守るために、住民みずからの素早い避難が、被害を軽減する上で最も有効な手段であります。地域の全員が素早く安全に避難できるよう、事前にしっかりと避難訓練をしておくことが何よりも重要であります。しかし、勝浦市の津波避難訓練においては、現状では参加者もまだまだ少なく、訓練時間も短く、その運営や訓練方法にも改善が望まれるところであります。

そこで質問をいたします。なお、質問によつては、今回の一般質問において同僚議員より同内容の質問もございましたが、独自の観点からの疑問や質問もございますので、改めて一度お答えを願います。

まず第1点目、平成28年度津波避難訓練の実施についてであります。平成28年10月30日に予定されておりました津波避難訓練について、今年度実施できなかつた事由について、改めてお聞かせください。

2点目、津波避難訓練の充実についてお聞きします。千葉県では県民一人一人の防災意識を高め、各家庭や地域における自助・共助の取り組みを促進するために、防災パンフレット「ちば地震防災ガイド」という防災パンフレットを作成いたしました。本年9月1日の防災の日にあわせ、新聞折り込み等により、広く県民に配布をしております。本ガイドには、県が平成26年、27年度に実施をしました地震被害想定調査の結果に基づき、地域別の災害のリスクや地震被害に対する事前の備え、発生時の対処方法などについて掲載をしております。

その内容を見ますと、大地震の発生時、まずは自分の身を守ること、これはシェイクアウト訓練と呼びますが、次に火をとめる、ドアや窓を開けて脱出口を確保する、津波や家屋倒壊の危険がある場合にはすぐに避難する、そうでない場合は、家族の安全の確認、また、近隣で協力して初期消火活動や救出活動を確認すること、などと記載されております。こうした千葉県で作成した「ちば地震防災ガイド」にのつとった訓練の実施の必要があると思いますが、市のお考えをお聞かせください。

また、勝浦市の策定する「消防団員安全管理マニュアル」にのつとった訓練の実施の必要性についてもお聞きします。本年3月議会において、津波発生時、消防団員もみずからの命を守るために、即時高台に避難すべきであるということ、また、そのことを広く消防団員、市民の皆さんに周知徹底すべきであるということを、その指針を確認をさせていただきました。津波避難訓練の実施に当たっては、こうした指針に基づいた訓練がなされなければ訓練実施の意味がありません。しかし、実施されなかつた本年度の10月30日の津波避難訓練においては、消防団員への連絡は、これまでどおり高台の避難所に消防服で待機して、避難者の人数を確認してくださいというものであります。勝浦市の消防団員安全管理マニュアルに則し、消防団員も実際に避難をするといった内容も含めた、より実践的な訓練を実施する必要があると思いますが、市のご見解を伺います。

3点目、自主防災組織との連携について伺います。現在、自主防災組織が主催する津波避難訓練について、行政としてどのように実態把握をして訓練を促しているのか。そこでまず、自主防災組織がこれまで開催・主催しました津波避難訓練について、その実態把握、どのくらいの実施回数があつたのか、お聞かせください。

また、行政側から自主防災組織に対して、どのように訓練の要請あるいは支援を行つてているのか、その方法についてもお聞かせください。

最後に、地域防災力向上計画についてお聞きします。勝浦市では、自助・共助の考え方を取り入れ、自主防災組織の設立促進や防災機能の強化などをうたつた地域防災力向上計画を平成27年9月に制定、本年9月に修正をしております。市長を初めとした執行部の英断により、各地域の避難所、避難路の整備、ハザードマップの充実などが進んでおり、ハード面では避難環境の整備が日々進んでおります。しかし、一方で自主防災組織の高齢化や消防団員の定員確保は非常に難しい状況の中で、地域の防災を支える人材の育成はなかなか思うように進んでいないのも事実であります。地域防災力向上計画の中では、共助の中核となる人材育成が理念として掲げられ、また、具体的な取り組みとして、地域防災のかなめとなる人材育成支援強化をう

たっておりますが、この人材育成の部分を、現在どのような形で実施しているかお聞かせください。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいまの戸坂議員の一般質問にお答え申し上げます。

津波避難訓練の充実について申し上げます。

1点目の平成28年度の津波避難訓練が実施できなかった理由についてであります、訓練当日は早朝より雨天であり、7時前の天気予報によると、8時以降はなお相当の雨量になる予報となっていました。本市では、1次避難場所への避難路に坂道が多く、高齢者等の避難時に転倒等の2次災害等が心配されましたので、やむなく中止をいたしました。なお、本年度中に再度、訓練を計画したいと考えております。

2点目の津波避難訓練の充実についてであります。ちば地震防災ガイドにのつとった訓練の実施の必要性についてであります、初期の対応につきましては重要であると考えますので、今後はガイドの内容も訓練に取り入れる検討をしてまいりたいと思います。

次に、消防団員安全管理マニュアルにのつとった訓練の必要性についてであります、これまでも消防団の各種会議においてマニュアルの周知をしておりますが、より実践に即した訓練実施について、消防団本部役員等と協議してまいりたいと考えております。

3点目の自主防災組織との連携についてであります。各自主防災組織の訓練回数や訓練の実態は把握しております。

次に、行政としての訓練の要請・支援方法についてであります、支援につきましては、設立時に必要な防災資機材の補助を行っております。

なお、行政が訓練を促すべきとのご質問であります、みずからの命はみずから守っていただきことが基本であり、行政から依頼があったから訓練をするというものではないと考えますので、これまでどおり自主防災組織が進んで訓練を実施していただきたいと思います。

最後に、地域防災力向上計画であります、自助はもちろんのこと、共助において、自分たちの地域は自分たちで守るという観点から、地域に根差した人材確保が重要であると考えておりますので、従来から進めてまいりました防災士の育成を推進し、防災力の向上を図っていこうと考えております。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） それでは順次質問をしてまいります。まず、このちば地震防災ガイドにのつとった訓練の方向であります、今後はガイドの内容を取り入れていただけるということで、大変前向きなご答弁をいただいて、ありがとうございます。このちば地震防災ガイドの中身を見ますと、これは千葉県を4つに分けて、北部版、東部版、南部版、西部版というものがありますが、千葉県は東部版ということで津波災害を想定したガイドブックになっております。その中で、先ほど申しましたシェイクアウト訓練、また、その後の避難の準備、家族の安否確認、近隣との連携等が書いてあるのでありますが、これについて、自主防災組織単位での被害状況を確認、把握することも必要だと思いますが、現在行っている市の津波避難訓練においては、

サイレンが鳴った後、直ちに避難所に避難をするという訓練になっているかとお思います。今後、自主防災組織の役割や動きなども訓練に取り入れるべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。自主防災組織に対しての、ちば地震防災ガイドにおける対応ということでございますけれども、こちらにつきましては、自主防災組織のほうで独自にいろいろな訓練を行っていただいておりますので、そういう中で反映させていただければと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。続いて、ちば防災ガイドブックについてですが、お年寄りや障害者などの、災害時に支援を要する要援護者の方の避難訓練の必要性について伺いたいと思います。この自主防災ガイドの中身を見ますと、3ページ目だと思いますが、災害時の要援護者の車での避難についても記載があります。昨日の磯野議員からの一般質問におけるご答弁において、勝浦市においては徒步での避難が原則で、車での避難については考えていないというお答えでしたが、今後高齢化が進んでいく中で、要介護者の避難を考えたときに、車での避難を想定する場面は避けて通れないかと思います。私の父も今年1月に脳梗塞で倒れまして、現在左半身が不自由であります、リハビリでようやく1,000歩程度歩けるようになりましたが、津波避難の際には徒步での避難は大変困難、不可能であると思います。要介護者の避難訓練の際、あるいは津波避難の実際の際は、周りの人間も支援をする必要があるわけで、徒步での避難を前提とするならば、家族あるいは周囲の人間まで危険が及ぶということにもなりかねません。計画やシミュレーションをつくるのに時間と費用がかかるので車での避難計画をつくることは、今回は難しかったということだったと思うんですけども、であれば、せめてもっと簡便な、例えば車での避難が可能な避難場所を選定する、あるいはそれを周知するといった、できる限りの計画や対応は考えておく必要があるかと思いますが、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。体の不自由な方の車での避難対応ということでございますけれども、原則、健康な方といいますか、そういう方については徒步の避難を基本として周知してまいりたいと、また訓練もそのように行いたいということで行っておりますけれども、当然、皆さんが徒步で避難されるということは、車の通る道路という意味では、混雑していないといいますか、通れるというふうに解釈しておりますので、そういう場合には、不自由な方の車移動は、可能といいますか、ある程度スムーズではないのかなと考えられます。

また、車での避難場所の選定ということでございますが、こちらは今後調査検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） このガイドブックにおきましては、車での避難の部分についての記載として、「津波からの避難は徒步が原則です。しかし徒步での避難が難しく、お年寄りなど円滑な避難のために車の利用が必要な場合、市町村の避難計画における車避難の方法に従い、安全に避難しましょう」というふうに記載がございます。今後、このガイドにのっとって訓練を考えるの

であれば、やはり実際には車での避難の方はおられると思いますので、ぜひとも、おっしゃつたように、車での避難の可能性が高い、あるいは避難ができる避難場所の選定等はお願ひをしたいと思います。

続きまして、消防団員の安全管理マニュアルにのっとった訓練の実施の必要性についてお伺いいたします。今後このマニュアルにのっとった訓練の実施の必要性について消防団の本部と協議をいただけるということでございました。ぜひともお願ひをしたいと思います。これまでの津波避難訓練は何回かあったと思いますが、より実践的な試みをしているんじゃないかなと、前向きに変わつていったところもあるかと思うんですけども、これまでの避難訓練において、変わつたところ、前進したところ、実践的なものに変わりつつあるところがあればお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。前年訓練を行いましたので、そのもう1年前と比較ということでお答えをいたしますと、その従前は、各地区の避難誘導に市の職員が1名ずつ出向いて誘導しておりましたけれども、より実践的であるということを考えると、緊急時に職員はそういう現場に向かえないということから、職員は行けない状態で、地元消防団の団員の方に誘導をお願いしたというところが変更点でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） より実践的な訓練ということで、伺っておるところでありますと、そのほかにも、対策本部のところに、緊急だということで机や椅子等もない中で訓練をされたという話も伺っております。そういう流れを維持してというか、より発展させて、消防団のほうもより実践的な訓練ができるようお願いをしたいと思います。こちらについては要望であります。

次に、自主防災組織との連携について伺いたいと思います。先ほどご答弁の中で自助・共助の考えにのっとってみずからが行うべきということでありましたが、まさにそのとおりかと思います。一方で、行政ができる支援の方法もあるかと思います。そこでお伺いするんですが、防災訓練の際ににおける事故などの共済制度ですね、事故が起きたときの保険でありますが、災害補償等の共済制度というものがあるかと思います。これについては勝浦市は加入をしておられるでしょうか。また、もしこの保険あるいは共済に加入しておるのであれば、自主防災組織が訓練をした際に、これも適用されるのかどうかお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。訓練時の保険加入ということでございますけれども、こちらは市の地域内の訓練に対しまして、保険加入を全市民で加入しております。また、市が行う訓練が基本ですけれども、自主防災組織や地域内の地区の訓練でありますと、事前に市や消防機関に訓練計画書として届けられた場合には補償対象となるということでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） この共済制度についてもう少し詳しく伺いたいのですが、この共済制度の正式名称があれば教えてください。

また、先ほど、自主防災組織がこの補償制度を使うに当たっては、訓練計画書の提出の必要があるというお答えでございましたが、この訓練計画書というのは、どの程度の期間の訓練計画

書を出すものでありますか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。まず保険の名称でございますが、防火防災訓練災害補償等共済というふうになっております。

また、訓練の届け出でございますけれども、1年間の内容ですので、1年間の内容について事前に届け出ていただくということになっております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） そうしますと、自主防災組織の訓練回数や実態等の把握はされておられるというお答えでありましたけれども、自主防災組織が訓練を行うに当たって、訓練計画書を出しているんでしょうか。もし出していなければこの共済制度は適用されないということで、先ほど来高齢化の問題が出ておりますが、確かに自主防災組織の構成員あるいは地域の皆さんも高齢化が進んでおります。訓練を行った際に、2次災害が起きた後の対処をしっかりとすべきと思いますが、そのためにもこの共済制度をしっかりと活用できる環境を整えることが必要かと思います。ですので、質問としましては、これまで自主防災組織がこの訓練計画書を提出した事例があるのかどうか、お聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。自主防災組織連絡協議会という会議を行っておりますし、そういう場で、各地区、これは自主防災組織、全組織が出席されますので、そういう中で伺っております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） それでは、この防火防災訓練災害補償等共済については、基本的には自主防災組織は訓練計画書を提出しているということだと思います。万が一、漏れがあると大変なことになると思いますので、また、今後、自主防災組織のほうに、より充実した形での訓練の実施をお願い、要請する上でも、こうした共済制度があるので、計画をしっかりとつくってください、またはそれを提出することで共済制度も適用されますということを説明する必要があるかと思うんですけれども、それについて、この制度の周知徹底と訓練計画書のしっかりととした提出、把握をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。周知につきましても、自主防災組織の会議がござりますので、そちらで周知してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ありがとうございます。続きまして、地域防災力向上計画について伺います。とにかく人材育成の柱として防災士の育成を図っていくということでございました。本日、岩瀬議員から地域防災指導員についても質問がございました。自主防災組織に関しては、実質、区と連動というか、重なっている部分もあるかと思います。ご存じのように、区の構成員あるいは自主防災組織の構成員の皆さんというのは、ある程度高齢化をしているところであります。また、その区の組織なり自主防災組織の中に若い人材がなかなか入っていないという現状もあります。そうした中で若い人材の確保をどのように図っていくかということが重要になるかと思います。既に地域の活動を支えている若手の団体というのは多々ございます。例えば商工

会の青年部もそうですし、青年会議所もそうですし、漁協や農協の青年部の皆さんもそうですし、こうした若手の団体あるいは組織に対しても、この地域防災力向上計画の一環として、人材育成、例えば防災士の資格はこういうのがありますよということを勧めていくことも一つの手かなと思いますが、地域防災力向上計画について、若手の人材育成、人材確保というのをどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。地域防災力向上計画の中で、若手人材の育成といいますか、そういう内容でございますけれども、直接的に、従来は、特に若手という内容では計画書内ではうたっておりませんけれども、議員ご提案のように、若い方の力というのは相当大きなものがございますので、今後は、防災士も含めまして、そういう内容を広報してまいりまして、お願いをしていければと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 本当に自主防災組織というのが今後活動内容を含め重要になってくるかと思いますが、その中で、組織の中の若返りといいますか、実際に動ける人材の確保をどのように行っていくかというのは喫緊の課題だと思いますので、その辺も含めてよろしくお願ひいたします。

これまでの質疑をまとめというか、昨日の照川議員からの質問の際、また今日の私の冒頭の質問の際に、年度内に訓練をまた実施したいというお答えがありました。本年度中に改めて津波避難訓練を実施する予定ということでありますが、本年度中というと、もう数カ月しか時間がないわけであります。質問の中で、千葉県の地震防災ガイドにのつとった、あるいは消防団のマニュアルにのつとった形での避難訓練をご検討いただけるということでありましたが、これらの内容を盛り込んだ上で、本年度中の訓練実施をすることは相当な準備期間が必要だと思いますが、年度内の実施が可能なのかどうか、改めて伺いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。先ほど来のご質問の内容を、再度予定している津波避難訓練に反映できればよろしいんですが、今のところ津波避難訓練は従来の内容と、また、おのおの先ほど来、自主防災組織、また消防団については、個別訓練というようなことを予定しております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） とにかく地震あるいは津波、今後起きることが想定される中で、訓練回数を重ねることは非常に重要なことだと思いますので、本年度中にできる訓練はしっかりとやっていただいて、その中で取り入れられるものはしっかりと取り入れていただく、また、来年度以降、よりますます充実した津波避難訓練になることをお願いしたいと思います。

最後の質問であります。現在、勝浦市は陸上自衛隊の下志津駐屯地と防災協定を結んでおります。勝浦市で大規模災害が発生した際に、下志津駐屯地のほうから物資なり救援部隊が派遣されることになっておるかと思いますが、こうした自衛隊との連携を深めて、あるいは訓練にも積極的に参加していただく必要があると思います。昨年度の訓練の中では、実際に下志津駐屯地のほうから特殊車両で御飯の炊き出しをやっていただいたかと思うんですけども、来年度以降も、下志津駐屯地との連携を深めて、しっかりと訓練にも参加していただく必要がある

と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。昨年、自衛隊下志津駐屯地からお願ひをできたわけですけれども、どうしても日程といいますか、そういう調整が必要だと思いますので、その辺の調整がかなえばお願ひはできるかと思います。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 質問ではありませんが、とにかく津波避難訓練は非常に重要な訓練であると思います。現実に即した形での厳しい訓練を行うべきだと思いますので、引き続き、より充実した津波避難訓練になるべく、ご検討をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） これをもって戸坂健一議員の一般質問を終わります。

散　　会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

明12月9日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時14分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問